畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

律	八	七	六	五	兀	三	$\vec{\underline{}}$	
第百八号)(附則第十七条関係) 39	環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法	生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律(平成二十年法律第十二号)(附則第十六条関係) 38	食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)(附則第十五条関係) 37	肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)(附則第十四条関係) 35	関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)(附則第十三条関係)24	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)	独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第百二十六号)(第二条関係)19	畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)(第一条関係)1

 \bigcirc 畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)(第一条関係) 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

る規格に適合するものをいう。 で定める乳製品の原料である生乳であつて、農林水産省令で定め 2 この法律において「加工原料乳」とは、指定乳製品その他政令 9 第二条 (略)	せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。	第一章 総則	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付(第三条)第一章 総則(第一条・第二条)	改正案
- いう。	、併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。安定を図り、もつて畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産経営の第一条 この法律は、主要な家畜又は畜産物について、交付金の交(目的)	第一章 総則		第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付(第三条)第一章 総則(第一条・第二条) 目次	現

4 3 対象事業者」とは この法 律 に お V 7 対 対 象事 象事業を行う事 業」 لح は 業者を 次に 掲 1 げ · う。 る事 業

次に掲げる販 売 0 事 業 以 下 第 号 対 象 事 業」 لح 1 · う。

及び 生乳の生産 二号) \mathcal{O} 全 組 肉用牛生産 一条第 生産 合又は農業協 7 生乳受託 委託を含む。 玉 当該加工に係る乳製品の販売を 同 0 区域 者 じ。 <u>。</u> 第二条第二項 項にお 団 屋者が直 を地区とする農業協同 \mathcal{O} 販 体が直接又は間接の 振 売 いて同 以下同 同 興 対する販売又は委託を受けて (委託を受けて行う生乳 組合連合会をいう。 |接又は間接の K 0 関 ľ ľ 乳業を行う者 する法律 が行う場合にあつて 構 構成員とな 昭 組合連合会に 成員となつて 和二十 を ٧V いう。 第十条第三項 い の乳業者 生乳 九 年 っつて 行う生乳 口 及び 法律第百八十 対 お ** \ 生 するこれ ŋ は る農業協同 産 (酪農及 者団 次号に 及 の加工 当該生 众び第十 か 体

口 同 一乳買取 ľ 生乳 0 販 加工及び当該加工に係る乳製品 売 (買 い 取つた生乳 \mathcal{O} 乳 業 者 0) に 販 対 売を す る 1 販 う。 売又 以は

| 自ら生産| 自ら生産 0) した生乳の乳業者に対する販売 事 業 以 下 第二 一号対象事 業」という。 (委託 して 行 ごうも \mathcal{O}

という。 委託して行うもの した生乳の を除く。 加工及び当該加工に 0) 事業 (以 下 係る乳製品 「第三号対象事 0 販 業 売

肉 用 4 及 び 肉 豚に 0 1 て 0) 交付 金 \mathcal{O} 交

めの交付へ 対し、肉田 は、標準が 内用牛又は大麻の生産者で 的 <u>\f}</u> 金 販 行 **(**以 売価 政 屋者であれてあれ 下この 法 肉 人農畜 豚 の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するた3つて次の各号のいずれにも該当するものに2標準的生産費を下回つた場合には、肉用牛食畜産業振興機構(以下「機構」という。) 条及び 第 三 十 条に お い て 「交付 金」とい

> 3 (新設)

を

1

11

章 肉 用 牛 及 び 肉 豚 に 0 V 7 0) 交付 金 \mathcal{O} 交付

めの交付金(以下「ですがし、) 身三条 独立行政法人農畜産業 「交付金」という。 めつて次の各号のいずれか標準的生産費を下回へ農畜産業振興機構(以下 者の経営に及ぼす影響を緩)を交付 ずれにも該当するも-回つた場合には、肉 下 することができる 機 構」という。 版和するた いるものに い肉用牛

第五条 前条の規定により生産者補給交付金等の交付を受けようと 第五条 農林水産大臣は、物気(年間販売計画の作成等) (年間販売計画の作成等)	するものと 料・農業・ と を 対 を 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	-	を又は生産皆甫合金(以下「生産皆甫合な寸仓等」という。 ー 気斗乱のこの節に定めるところにより、当該各号に定める生産者補給 、当該年度の、機構は、次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対 第四条 農林水産者補給交付金等の交付) (安定価格の産者補給交付金等の交付)	第一節 生産者補給交付金等の交付 (新設) (新設)第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付 第三章 原料乳及び指式	2~4 (略)
物価その他の経済事情に著しい変動が生	原料乳については、その生産条件及び需給事情そ にを考慮し、その再生産を確保することを旨とし、 いては、その生産条件及び需給事情その他の経済 定めるものとする。 農村政策審議会の意見を聴かなければならない。 農村政策審議会の意見を聴かなければならない。 は、安定価格を定めようとするときは、あらかじ は、安定価格を定めたときは、遅滞なく、これを は、安定価格を定めたときは、遅滞なく、これを は、安定価格を定めたときは、遅滞なく、これを は、安定価格を定めたときは、遅滞なく、これを	ことを防止することを目的として定めるものとす、安定上位価格は、その額を超えて指定乳製品の及び安定下位価格は、その額を下回つて原料乳及び指定乳製品の生産者の販売価格についの安定下位価格及び安定上位価格	安宮書輿面各開始前に、次の安定価格を定めるものとする。開始前に、次の安定価格を定めるものとする。産大臣は、政令で定めるところにより、毎会計年度決定)	料乳及び指定乳製品の価格の安定に関する措置	

年度、 乳製品 という。 する対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、 当該会計年度において当該対象事業者が行う生乳又は特定象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、毎会計 以 (指定乳製品その他第二条第二項の政令で定める乳製品を を作成し、 0) 添えて、農林水産大臣に提出しなければな当該販売に係る契約書の写しその他農林水 販売に関する計画 (以 下 「年間 [販売計画] 2

産省令で定める書類を添えて、

2 年間販売計 画には、次の各号に掲げる対象事業者の 区 分に応じ

当該各号に定める事項を記載しなければならない 第一号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事 項

1 の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その 八代表者

第一号対象事業に係る生乳の生産される地 域

数量 第一号対象事業に係る各月ごとの生乳の用途 別 0 販 売予 定

ホ 量 第九条第 一項の 規定による生産者補給金 0) 交付 0) 業務の 内

第一号対象事業に係る各月ごとの

特定乳製品

0

販

売予

定

その他農林水産省令で定める事項

の氏名 第二号対象事業を行う対象事業者 次に 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 掲げる事 その代表者 項

第二号対象事業に係る生乳の生産される地域

第二号対象事業に係る各月ごとの生乳 の用 途別の 販 <u></u> 売予定

その他農林水産省令で定める事項

第三号対象事業を行う対象事業者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 次に掲げる事 その 代表

口 第三号対象事業に係る生乳の生産される地 域

> るときは、 じ又は生ずるおそれがある場合におい 安定価格を改定することができる。 て、 特に 必 要が あ ると認め

前条第五項及び第六項の規定は、 前項の場合に 0 1 て準 用 する

ニ その他農林水産省令で定める事項

3 る。 最高限度 者が交付を受ける生産者補給交付金等に係る加工原料乳の 省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、 計 画 当該対象事業者に対し、 0 林水産大臣 提出があつた場合におい (以下「交付対象数量」という。) を通知するものとす は 対象事業者から第 当該会計年度におい て、 当該年間販売計 項 \mathcal{O} 規 定 て当該 に 画 ょ のは、遅滞な 圏が農林水産 対 数量の

4 総交付対象数量」という。 計 数量の総量の最高限度として農林水産大臣が定め た年間販売計画に基づき算出するものとする。 交付 年度に 対 象数 な いて交付 量 は、 する生産者補給交付金等に係る加工 農林水産省令で定めるところにより、)を基礎とし、当該対象事業者が提 る数量 原 以 ※料乳の 当 小下! -該

5 必要が 事情 量を超えない範囲内におい 変更することができる。 農林水産大臣は、 並 びに対象事業者の行う対象事業の実施状況を考慮し、 あると認めるときは、 生乳の生産事情、 て当該対象事業者に係る交付対象数量、交付対象数量の総量が総交付対象数 飲用牛乳及び 乳 製 品 \mathcal{O} 特に 需

を通知するものとする。 きは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、変更後の交付対象数量きは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、変更後の交付対象数量を変更したと

7

び当該年間販売計画 場合において、 る通知をしたときは れた第二項第 つては 農林水産大臣は、 知事 計 画記載地 13 通知するものとする。 当 一該通知に係る変更後 当該対象事業者に対し第三項又は前項の規定によ 号口 域」 という。 0 対象事業者が提出した年間 内容 遅滞なく 第二 一号口 (同項の規定による通知をしたときに が 又は第三号ロの地域 当該通知に係る交付対象数量及 の交付対象数量) の都道府県 0 販 売計 区 を当該都道 域を超えない (次項におい 画 に 記 遺載さ

8 新道府県の知事に通知するものとする。 区域を超えないときは、農林水産大臣は、当該報告の内容を当該 定めるものを農林水産大臣に報告しなければならない。この場合 において、当該対象事業者に係る計画記載地域が一の都道府県の において、当該対象事業を関する事項で農林水産省令で で定めるところにより、その行う対象事業の実績及びその実施に 都道府県の規定による通知を受けた対象事業者は、農林水産省令

(総交付対象数量)

の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。 第六条 総交付対象数量は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品 第

- なければならない。 2 総交付対象数量は、毎会計年度、当該会計年度の開始前に定め

- 数量を改定することができる。
 ある場合において、特に必要があると認めるときは、総交付対象事情その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれが事株水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給
- の改定について準用する。 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による総交付対象数量

(生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の認定等)

生乳の数量のうち生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量をて同じ。)は、当該対象事業者が当該期間内に取り扱つたり、政令で定める期間ごと及び同条第三項の規定による通知をした対象事業者でとに、当該会計年度において、政令で定めるところにより、政令で定めるところにより、政令で定めるところにより、政令で定めるところにより、政令で定めるところにより、政治の対象を

(原料乳の価格に関する勧告)

第六条 より 以下同じ。 十九年法律第百八十二号) 又は買い入れるおそれがあると認めるときは、当該乳業者に対い下同じ。)が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買い入れ き旨を勧告することができる。 その価格を少なくとも安定基準価格に達するまで引き上げる 乳業者 農林水産大臣又は都道府県 (酪農及び肉用牛生産の 第二条第二項の乳業を行う者をいう。 知 事 は、 振興に関する法律 政令で定 め るところ (昭 和

たときは、その旨を公表することができる。 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による勧告をし

(指定乳製品の生産等に関する計画)

第 的生産(は 七条 じ。 なつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。 ると認められる場合は は 生乳生産者団体 (他に委託する生産を含む) 原料乳の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあ その構 成員の生産する原料乳を原料とする指定乳製品 (生乳の生産者が直接又は間接の構 その価格を回復し又は維持することを目 に関する計画を定め 以 下 成員

認定するものとする。

- 2 農林水産大臣は、零とする。))を機構に通知するものとすにおける合計が、交付対象数量を控除して得た数量(当該数量がにおける合計が、交付対象数量を超える場合にあつては、当該認により対象事業者ごとに認定した数量(その数量の当該会計年度る。
- 者補給交付金等として、対象事業者に交付するものとする。定により定められる生産者補給金の単価を乗じて得た額を、生産る機構は、前項の規定による通知に係る数量に、次条第一項の規

水産大臣の認定を受けることができる。

2 ることができる。 格を回復し又は維持することを目的として、 の保管又は販売に関する計画を定め 員の生産する指定乳製品 く低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は 次の各号のいずれかに該当する者は、 (他に委託して生産するものを含む。 農林水産大臣の認定を受け 指定乳製品 その者又はその構成 の価 格 その ごが著し 価

一乳業者

- | 乳業者が組織する中小企業等協同組合
- 間接の構成員となつている農業協同組合連合会三、乳業者たる農業協同組合又は農業協同組合連合会が直接又

は

- 四 生乳生産者団体
- 4 農林水産大豆は、主乳主産者団本が第一頁の忍定を受けた也に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。・ 農林水産大臣は、前二項の計画が農林水産省令で定める基準に
- 4 る。 生産 委託する指定乳製品の生産に関する計画を実施しようとする場合 において、 当該乳業者に対し 農林水産大臣は、 の 委託に応じないときは、 当該計画に係る乳業者が、 生乳生産者団体が第一項の認定を受けた他 その委託に応ずべき旨を命ずることができ その生乳生産者団体 正当な理由がない の申出により のにその
- じめ機構の意見を聴くものとする。農林水産大臣は、第二項の認定をしようとするときは、あらか
- 範契約例を定めることができる。 農林水産大臣は、第一項の指定乳製品の生産の委託について模

(生産者補給金の単価)

ると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨と 2 経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であの他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の第八条 生産者補給金の単価は、農林水産大臣が、生乳の生産費そ 第

して定めるものとする

(指定乳製品の買入れ)

- 含む。)を安定下位価格で買い入れることができる。により、その生産した指定乳製品(他に委託して生産したものを第八条 機構は、前条第二項各号のいずれかに該当する者の申込み
- 乳生産者団体からの買入れを優先的に行うものとする。機構は、指定乳製品の買入れについては、前項の規定による生

| に配慮するものとする。 | 酪農経営の合理化及び集送乳の効率化を促進することとなるよう | 農林水産大臣は、生産者補給金の単価を定めるに当たつては、

ついて準用する。 第六条第二項から第六項までの規定は、生産者補給金の単価に

(第一号対象事業者による生産者補給金の交付等)

機構から生産者補給交付金の交付を受けた第

号

対象

事業

第

第

九

条

額を記載した書面を交付しなければならない 渡しをした者に対し、 委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し、 産者補給金とし その交付を受けた生産者補給交付金の金額に この場合において、 売渡しに係る生乳の (第一号対象事業を行う対象事業者をいう。 て、 当該第 その者に対して交付する生産 当該第一号対象事業者は、 数量を基準として交付しなけ 一号対象事業者に生乳受託販 相当する金 以下同じ。 当該委託又は 者補給金の ればならない その委託又 売に係る 額 を、 は 金 売 生

3 機構から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生事項を、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生事項を、当該第一号対象事業の実績その他の農林水産省令で定める 機構から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者は

4 受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対 報告しなければならない 当該 前 項 報告に係る事項を 0 規 定 により 報告を受けた者 同項の この 項の規定による報告を受けた者 規定の例により (生乳の 生 産 者 その を 除 者に生乳

> 九条 騰貴を抑制さ ないときは 指定乳製品を買い するおそれがあると認められる場合において 指定乳製品 するために必要な数量の当該指定乳製品を保 機構 の価 入れることができる。 は その 格 が安定上位価格を超えて騰貴し 必 要 0 限度にお いて 機構がその価格 輸入に係る当該 又は 管して 騰 ٧V

、生乳の生産者を除く。) についても、 同様とする。

5 したものとみなす。 この場合において、 する方法その他の情報通信の めるところにより、 書面 産省令で定めるものをいう。 第一号対象事業者は、 又は生乳買取販売に係る売渡しをした者 に記載すべき事項を電磁的方法 当該第 当該第 第一 一号対象事業者は 号対象事業者に生乳受託 項の書面の交付に代えて、 技術を利用する方法であつて)により提供 (電子情報処理組 の承諾を得 することが 同項の書面を交付 販 売に 織 できる。 政 、農林 令で 係る定 同 項

第二節 集送乳調整金の交付

対象事業者の

治指定)

第十条第 同じ。 県の 大臣。 指定することができる。 られる第 区域を超える第一号対象事業者の場合にあつては、 第十二条第二項並びに第十三条第一 都道府県知事 は、 一号対象事業者を、 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認め (第五条第二項第 その申請により、 号口 一項及び第二項において合にあつては、農林水産号ロの地域が一の都道府 指定事業者とし 7

正 かつ確実に実施できると認められること。 生産者補 給金の交付の業務及び集送乳調整 金 に 係る業務を適

見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な理由 る売渡しの申出を拒んではならない旨が定められていること。 生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係 ある場合を除き、 は生乳買取販売に係る売渡しが年間を通じて安定的に 定款その他の基本約款において、 第五条第二項第 号口の地域内で生産される 生乳受託 販売に係る委 行われる 託 が

送乳をすることが困 自然的経済的条件に照らして が都道府県知事の意見を聴いて当該区域を分け 前号の地域が 又は二以上の都道府県の区域(その区域の |難と認められる場合において、 当該区域におい 7 て 区 体として集 農 域を定め 林水産大

(新設)

(新設)

2 2 3 第 2 第 十二条 兀 ばならない。 項第三号において するものとする。 + 五. で定めるところにより、 る軽微な変更をしたときを除く。 程を変更する場合には、 指 業務 その申請及び業務規程につき 基準に従い定められていること。に係る経費の算定の方法その他の事項が農林水産省令で定める 指定事業者は 農林水産大臣は、 生乳生産者団体は、 の解除の日から二年を経過しない者でないこと。 金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方法、 する規程 たときは、 「指定」 条 定 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務に か の基本約款及び業務規程を添付しなければならない。 項の申請には、 第十三条第 かつ、 つ、 規程の変更) 0) 指定事業者のうち生乳生産者団 都道府県知 公示等) という。 農林水産 (以 下 当該指 その区 業務規程を変更したとき 項又は第二項の規定により指定を解 「指定生乳生産者団体」 「業務規程」という。 農林水産省令で定めるところにより、 事は、 定に係る地域を管轄する都道 指定をしたときは、 大臣に届け出なければならない。 域)を単位とするものであること。 をしたときは、 第 その旨を当該指定をした都道府県知事に その変更につき 項の申請をする場合には、 前条第 総会の議決を経なけ 項の は、 遅滞なく 遅滞 遅滞なく 規 体であるも において、 総会の という。 定による指 (農林 なく、 その 議 水 府県知事に通 農林水産省令 その旨を、 産 決を経なけれ 0) 生産者補給 定 ればならな あらかじめ 省 は 旨 除され、 (次条第 を、 令で定め 以 業務規 集送乳 定 公示 下 款 知 単 そ (新設)

届け出なければならない。

(新設)

事業者ごとに、同条第二項の規定による通知に係る数量に、次項第十五条 機構は、第七条第一項の政令で定める期間ごと及び指定(集送乳調整金の金額等) (集送乳調整金を交付することができる。)	(集送乳調整金の交付) スは集送乳調整金に係る業務を行つたとき。 田する。 工の法律又は業務規程に違反して生産者補給金の交付の業務	申出を拒んだとき。 ての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの る場合を除き、その指定に係る地域内で生産される生乳につい 第十条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由があ	る。お。る。さ。る。おのこおのできるおの <th>[9 その他不正の手段により指定を受けたことが判明したというないこととなつたとき。 </th> <th></th>	[9 その他不正の手段により指定を受けたことが判明したというないこととなつたとき。	
(新 設 設				(新 設	

第十 2 2 2 第十七条 3 産大臣 |付を受けた者 乳製品等」という。 交付しなければならない。 集送乳調整金として、 る数量の指定乳製品又は政令で定めるその他乳製品 託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し 者を除く。 ならない。 託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなけ の規定により定められる集送乳調整金の単価 (指定乳製品等の輸入) 機構は、 · 六 条 交付を受けた集送乳調整金を、 額 で定めるところにより、 前項の規定により集送乳調整金の交付を受け 集送乳調整金として、 第六条第二項から第六項までの規定は 通常要する経費の 集送乳調整金の単 第四 を控除して得た額を基礎として定めるものとする。 定事業者による集送乳調整金の交付) て準用する。 の承認を受けて 又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、 機 章 機構から集送乳調整金の交付を受けた指 深構 は、 前項の規定によるほか、 は、 指定乳製品の (生乳の生産者を除く。 その交付を受けた集送乳調整金 国際約束に従つて農林水産大臣が定め)を輸入するものとする。 一価は、 額から効率的に集送乳 交付するものとする。 当 指定乳製品等を輸入することができる。 この項の規定による集送乳調 農林水産大臣が、 集送乳調整金として、 該指定事業者に生乳受託販売に係る委 価格の安定に関する措 業務規程で定めるところにより 指定乳製品 についても、 集送乳調整金の が行われる場 指 を乗 \mathcal{O} た 定 その者に生乳受 を、 価 者 定事業者 事 ľ 格 業 て得た額 (以 下 生 農 者 が 同 長林水産省 合の経費の経費 著しく 7 様とする 整金の交 農林水 は、 通知定す 通 単 を、 ń 価 ば そ (新設) (新設)

(新設)

(新設)

+

とい

は、

第 十八 その輸 定乳 条 に をする者 入申告に 製品等の 六 指 係 七 定乳製品等につき関税法 る指定乳 条の 次に掲げる場合及び次項に規定する場合は、この保る指定乳製品等を機構に売り渡さなければなら 所有者でない場合にあつては、 (その 規定による輸入の申 製品 者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る 等の 機構 0) (昭和二十 告(以 売 渡し) 下 その 九 輸 年 所有者) 法 申 律 告 第六

るとき。 機構又は 機構 0 委託を受けた輸入業者が 指定乳 製品 等を 輸 入

限りでない。

ただし、

として政令で定めるとき。 指定乳製品 0 価 格の安定に悪影響を及ぼ す おそれがな *ر* با ŧ Ŏ

2 三十五年法律第三十六号)第八条の五第二項におい ことを確保する旨の契約を機構と締結しなけ が当該 定率法 割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、 政令で定める用途に供されるも 構に (農林水産省令で定める場合を除く。 水産省令で定める場合を除く。)にはその指定乳製品等政令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場を受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品 売り渡し、 (明治四十三年法律第五十四号) 及びその指定乳製品等が機構に のとし て関 第九条 ればならない。 税 暫 の 二 定 売り て準 措 \mathcal{O} 置 渡される 規定によ問法(昭和

4 。 込みに対する機構の承諾は、 は、前項の規定による申込書 当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、 7 定 なければならない。 乳 の規定による申込書の 製品等についての関税法第七十条の規定の適用につい 同条第一項の 提出があ つた場合に 許 可 申込書を機構に 承認等とみなす おける当該申 締結は

3

項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の

5 前 項 0 機 構 0 承 諾 に関し必 要な事項 は、 政 令 で定める。

、輸入に係る指定乳製品等の 買入れの 価額

(分析 (分析	基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準第二十二条 前三条の規定は、第十八条第二項の規定による契約に (準用)	(輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額は、国際第二十一条 前条第一項の規定による売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省合売渡し前に変質したものである場合に係る指定乳製品等が当該額に加えて得た額とする。 額に加えて得た額とする。 額に加えて得た額とする。 (輸入に係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、機構の買入れの価値に係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、機構の買入れの価値が表現しができる。)	でした。 の他の担保を提供させることができる。 の他の担保を提供させることができる。 の他の担保を提供させることができる。 の他の担保を提供させることができる。 の他の担保を提供させることができる。 の他の担保を提供させることができる。 の他の担保を提供させることができる。 の他の担保を提供させることができる。 の他の担保を提供させることができる。		告をすべき価額とする。いての機構の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申第十九条が条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等につ
	(新設)	(新設)		(新設)	(新設)

とする。 とあるの する。 この は 場 農林水産省令で定める価額」 におい て、 第十九 条中 輸 入申 と読み替えるも 告 をす き 価 の額

指 定乳 製品 等 0 売渡し)

第二十三条 であると認められる場合においては、政令で定めるところによりり渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不適当より、その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売二十三条 機構は、次に掲げる場合には、政令で定めるところに 随意契約その他の方法で売り渡すことができる。 機構は、 第

指定乳 製品 0 価 i 格 が 著しく騰貴し、 又は 騰貴するおそれ が

大臣 ると認められるとき 指定乳製品の生産条件及び需給事情その 指定乳製品の消費の安定に資することを旨として農林水産 が指示する方針によるとき 他 0 経 済 事 情 を考 慮

加 工原料 その保管する指定乳製品等の数量が農林水産省令で定める、、その保管する指定乳製品等を売り渡すことができる。 兀 乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方 機 構は、 次の場合には、 政令で定めるところにより、 数

二 その保管する指定乳製品等の保管期間 る期間を超えるに至つた場合 量を超えるに至つた場合 が農 林 水産 省令で定 め

指 定乳 製品 等の 売渡しをしない場合)

二十五条 しをしないものとする。 機構は、 次の場合には、 第二十三条の規定による売 渡

(削る。

定乳 |渡し)

適当であると認められる場合においては、政令で定めるところにり売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不ころにより、その保管する指定乳製品を一般競争入札の方法によ又は騰貴するおそれがあると認められる場合は、政令で定めると より、 十条指 機構 随意契約その他の方法で売り渡すことができる。 構製品の 指 定乳 製 品 0 価 格 が 安定上位価 格 を超 えて騰 貴

(新設)

あ

(新設)

料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、十一条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、原

その保管する指定乳製品を売り渡すことができる。 を超えるに至つた場合 その保管する指定乳製品の数量が農林水産省令で定める数

量

二 その保管する指定乳製品 期間を超えるに至つた場 合 0 保 | 管期 間が 農林水産省令で定 め る

(略)

指定乳製品 の買入れ又は売渡 ĺ をし ない . 場合)

第十二条 機構は、 次の場合には、 第八条の規定による買入 れ 又は

ついて 入条第 その 項 者 申 が 安定基準 た者 価 脳格に 生乳生産者 達しな V` 価 格 団体 で原料乳 を除く。 を 買

第二十七条 第 第二十八条 第二十六条 は、財務大臣に協議しなければならない。第四項又は第二十四条各号の農林水産省令を定めようとするとき二十七条 農林水産大臣は、第三条第一項各号、第二項若しくは て、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するもび数量の指定乳製品等と交換することができる。この場合においり著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これを同一の規格及二十六条 機構は、その保管する指定乳製品等の品質の低下によ 二十九条 削 報告及び検 の交付を受けた対象事業者に対し、 指 為をした日 とする。 その他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。第二十三条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占め 第一 る。 導及び助言) 定 略 必 乳 Ŧī. 二十三条の規定による売渡しの契約に違 農林水産大臣は、臣との協議) 要な指導及び助言を行うことができる。 製品 農林水産 機構は、その保管する指定乳製品等の 林水産 (査) i 等 の から一年を経 剘 交換) 大臣 大臣は、 は、 過しない者であるとき。 生産 この法律の施 一者補給交付 酪農経営の安定を図る観 行 金等 に必要な限度に 反し、 文は を図る観点と集送乳調整 そ 0) 違 お 反 行 1 第十五条 第十四条 農林水産大臣は、(財務大臣との協議) 第 7十三条 機構は (指定乳製品の (新設) 四項、 おいて、その価額が等しくないときは、 規格及び数量の指定乳製品と交換することができる。この場合にしい損失を生ずるおそれがある場合は、当該指定乳製品を同一の十三条 機構は、その保管する指定乳製品の品質の低下により著 とするときは るものとする。 兀 Ŧī. 報告及び検 るとき。 した日から一年を経過しない者であるとき。 他による不当な利得を目的 条の規定による交換に応ずる旨の契約を締結することを拒 による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。第十条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占ぬ 第十条の規定による 第八条第一 第 (略) ときは、財務大臣に協議しなければならない。第七条第三項又は第十一条各号の農林水産省令を定め 四章 れ又は買 農 K林水産. の交換) 項の申込みをした者が、 い入 則 大臣は、 れるおそれ 売渡しの契約に違反 この法 第三条第一 が は律の施行に必要な限度に あ ると認め 項各号、 その差額を金銭で清 正当な理由が るとき。 第二項若しく その違 な 反行 1 のに お 8 よう第 否 す 次 算 そ 為 て す 0 を

第三十条 5 4 3 2 ために認められた。第一項及び第二 類その 、又の構 品む等。 業者 な 定 第一項及び第二項 の生産費若しくは時候員となつている その は 二十二年法律第六十七号) 都 乳 項、 (第十三条)第三項 製品 その職 定 道 0) お 林 これ これらの者の 他必 受託事務とする。 となつている団体用牛若しくは肉豚 府 輸 0 11 水 て 県 第 区 産 第十三条第 入 対 \mathcal{O} 分) らの 大臣 Ų が処理することとされている事務 七 要な物件を検査させることが 価 生 類その他必要な物件を検査させることが 員 条第 第二 格 産 に、これらの 政 たも 者が 令で その他必要な事 者 、これらの者の事務所その他の事業場は販売価格その他必要な事項に関し報いる団体を含む。)に対し、肉用牛若くは肉豚の生産者(これらの者が直接 生 又 証 項 項 乳 若 は 【明書を携帯し、関なの規定により職員) に 項 のの 事務所その 直 定めるところによ 都道 0) しくは 項及び 交び お لح 規 接又は間接の構成員となつて 処 解 府県 定による立 理 1 第二 て 若しくは加 販売業者若しくは指定乳 してはなら 第二 準 第二条第九項第一 知 項、 甪 他の事業場に立ち ,項に関し報告をさ 事 項並びに前条第二 する場合を含む。 は 入な検 第十条第 この 係立 り、 工の数量若しくは 八に提示な立入検査を できる。 査 加 \mathcal{O} 法 は 権 工 律 号に規定する第 項 原 限 0 させ、 しなけるけるける は、 地 料 施 入 水場に立れ 方自 ŋ 製品 項 第 ľ 乳 できる。 報若接 行 告をされている。 十 一 る団 0 犯 又 若しくは に 規定によ 治 れ場 は 指 罪 帳 等 必 海 (その職製 法(昭 条第 ば合に 体を含 ち 捜 要 入せ、阪接の な 査 らは 特 'n 限 豚の \mathcal{O} 事業場に立ち入り、帳簿、書関し報告をさせ、又はその職定乳製品の生産費、輸入価格 3 2 4 を示す証明 新設 新 とができる。 用牛若しくは肉豚 が直接又は間接の構品の生産者、集荷業 6 設 第 れたものと解してはならな 肉 用 一項の 牛若 明書を携帯なの規定により 規定による立 しくは 業者、 の生産費若 肉 Ĺ, らり職 成員となつている団体を含む。)(者、販売業者若しくは輸入業者) 豚 0) ての職員に、これらの者の事務所その他の八価格若しくは在庫量その他必要な事項に費若しくは販売価格、原料乳若しくは指となつている匠子 関係人 入検 生 産 人に 査 者 入検 \mathcal{O} 若 提示 権 L 査 Š 限 かしなければな。質をする場合には は は、 原 犯 料 罪 乳 捜 若 ならな しく 査 は、 0 $\widehat{\mathcal{L}}$ ため は いその れ指 に 0 ら定 他項は、の乳のに指肉者製 認 身

分

8

(新設)	届出をした者は、十万円以下の過料に処する。第三十四条 第十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の
第十八条(略)	第三十三条(略)
る。	忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくはでの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第三十二条(第五条第八項若しくは第二十九条第一項から第三項ま
。(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、同法に、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、第十六条 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた	条があるときは、同法による。 罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正者補給金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の第三十一条(偽りその他不正の手段により機構から交付金又は生産
第五章 罰則	第六章 罰則

○ 独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第百二十六号)	「
· これで、 「	- 終身に、ほこの - Jmぱらし ・こう、こうばらこう務の範囲)
一	一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
に ³	号)の規定
- イ (略)	イ (略)
	(新設)
指定乳製品等の輸入を行う	(新設)
行うこと。 「一方の業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡しを	ロ 指定乳製品の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。
	ハ ロの業務に伴う指定乳製品の保管を行うこと。
(削る。)	農林水産省令で定めるところにより、畜産経営の
	する計画の実施に要する経費について補助すること。する法律第七条第二項の認定を受けた指定乳製品の保管に関
へ 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻	(新設)
しを行うこと。	
二~七(略)	二~七 (略)
(区分経理等)	(区分経理)
ナて整里しなけ機構は、次に掲	動定を受けて整理しなけ第十二条 機構は、次に掲
条第一号イの業務、	一第十条第一
	(新投) (新投) (新産物に係るものに限る。) 及びこれらに
	= =
条第一項に規定する残余を生じたときは、前項及び同条第一項の 2 機構は、前項第二号の業務に係る勘定において通則法第匹十匹	(新設)

政令で定 定 に 0 条第二号 業務に カ か 8) わ る割 係る勘定に繰り入れることが 5 ず 0 業 合 務に を乗じて得た額に 農 林 必 水 要な 産 大 臣 経 費の 0 承 財 相 認 当 源 を する 受 できる。 に 充て け 額 7 る を た 超 そ め 0) え な 残 余 1 額の 項 を額 第

第 に 充 + ことができる。 兀 がでぇ 免てるため、專 は、 農林 第 水産 + 条 生大臣のお第一号 の認可を受けて て、 で 、 の 長業 期務 借に 入必 金要 をするな る用

保

法国期 玉 十 政 律 際 借 五. 次復興開 ることが 入金又は 뭉 \mathcal{O} 文は が 昭 議 和 二政十府 保 和二十八年法 決 第二号の 発銀 を 証 一年 契約 できる。 通 経 行等からの 則 別法第四十五条第一項の短期借入金に係る債務の業務に係る勘定の負担においてする前条の具金額の範囲内において、機構が第十二条第一項法律第二十四号)第三条の規定にカえオー をすることができる債 法 金 法 律 ことができる債務を除く。)につ=第五十一号)第二条第一項の規定=の外資の受入に関する特別措置に 対 する -おいて、 第三条の 財政 打 お構規助いが定の 第に制 か 限 かに 条わ関 ける 1 て保 ず、 長 項

第 振興機構の開機構」と、 交付する補 金 口 金 並 \mathcal{O} (律制に 規 び 項、 に 定 「各省各庁」とあるの 「各省各 係る予 助 金 同 に 百 労金につい 等に 第二十三条並びに ょ 条第二号、 七 ŋ に係る予算の執行の適工 庁の 九 機 構 の長」とあるのは「独立とあるのは「独立 て準 ごが交付 第三号 0) 」とあるのは「独立行政法人あるのは「独立行政法人並びに第二十五条第一項準用する。この場合にお 規 する生産 定 ハ及び気 · 罰 行 正 の値に 則 第四日 を含化 関 者 日補給交付 四号の規定 お一項及び お一項及び す る に 関 おいて、人人の事、人人の事、 法 する 政 律 は、 法 \mathcal{O} 法 準 農 産 第律 用 畜業二同機 + 送 条 昭 業興をへ 構乳第和

事

長」

同

法

第二条

第

項

及

び

第

兀

第七

条第

-四条 世 入

第 てるため、 + できる。 め、農林水機構は、 水産第 大臣 + 条 \mathcal{O} 第 認可を受けて、 号 口 及 び ハの業務 長期借入の業務に必要 こ入金をすること必要な費用し に

と充

債 保 証

法第四十五条第一項の業務に係る勘定の負担会の議決を経た金額律(昭和二十一年法律 年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が!等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭法第四十五条第一項の短期借入金に係る債務(国際復興! をすることができる債 + 五条 和二十 政 た年、金法法 負担に 額 律 務 0 第 を除 範 対 おい する 囲 + ₹ . 内 兀 号) てする前 に)につい おい 府 第三条の財政 て、 条の て保証 機の 援 長期 規助 構 が定の 借 すること 第に 制 入金 か 限 + 二条 かに 保和開 又は わ関 が 二発十銀 証 5 第 す でき 契十銀通約八行則 ず、 る

第 、「各省各庁の長」とあるのは「独立中「各省各庁」とあるのは「独立七項、第二十三条並びに第二十二 十七条(補助· 三十 理事長」と、同法第二 条第 助金 法 |律第百七十九号)の| |補助金等に係る予算 項 及び 係る予 第 第三号ハ及 ある予算の執行 する。 項 この 十五 規 び のの 項 独立 定(罰則を含む。) <u>V</u> 第 執適 匝 行 場合において、 匹 及 条第一項 行 正 号の 条並 び 政 \mathcal{O} 化 第四 一行政 法人農畜産業 適 12 一項及び第二項を除く。)において、同法(第二条窓の規定により機構が交付な び 正 関 四項、第七名政法人農畜充 化に関 する 第三十 法 する 律 振興機 は、 条 産 \mathcal{O} 燃構が交付す 業 法 準 が第 律 項、 + 条 昭 第和

第十四年 興機構 ・四条中「国の会計年度」とあるのは「独立の条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業! 第十九条第一項及び第二項、第二十四 の事業年度」と読み替えるものとする。 立行政に乗並び 隣」と、 法人農畜 に 第三十 産 同 $\dot{\Xi}$ 業法条

財 大臣との協 議

第 れば 八条 ならない。 農林水産大臣 は、 次の 場合に は、 財 務 大臣 に 協 議 L な け

第十条第二号又は 第 四 号の 農 林 水 産 省 令 を 定 め ようとすると

第十一 条 第 項 又 は 第十三 一条第 項 0 承 認 をしようとすると

略

附 則

務

 \mathcal{O}

第 この 五. 法 法 律 第三条第一項に規 構特 0 は例 特 例その 当 分 \hat{O} 他 心要 間、 湿要な事項は、新特別措置法別定する業務を行う。この場で、第十条に規定する業務の で定にない **定める。 .において、 新特 5 -

第 六条

2 中あはと、 これ るのは 、「又は 項」とする 前 のは「第四号並びに附則第六条第一項」と、第十八条第一号第十条及び附則第六条第一項」と、第十七条中「第四号」と第十三条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「二条第一項第四号中「これらに附帯する業務」とあるのは「1項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、 第四号」 とあ るの 、 別別第六条第一項」と、 条第一項」と、 第十七条 は 「若しく は 第 兀 号 又 は 附 則 第六条 第

> の事業年度」と読み替えるものとする。中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興 立行政 振興 機 法人農畜 構」と、 産 同 業 法 振 第 興 + 機四

> > 構条

議

第 ればならない。
(財務大臣との協議 大臣 は、 次 0 場合に は、 財務 大臣 に 協 議 L な け

うとするとき 第十条第一号 第二号又 は 第 四 号 0 農 林 水 産 省 令 を 定 \otimes ょ

第十三条第 項 0 承認をしようとするとき。

三 略

附 則

(業務

例

第 務を行う。この場合にお 五. 条 置法第三条第 それぞれ新暫定措置 機の構特 角は、 当 分 項及び の間 法及び V) 新 及び新特別措置法で定める。て、この法律の特例その他 特別措置法第三条第一項に規定第十条に規定する業務のほか、 ر خ ه 必 要 定 する な事 新 暫 項業定

第六条

2 第十二 とする。 は「第四号並びに附則第六条第一項」と、第十八条第一号中十条及び附則第六条第一項」と、第十七条中「第四号」とあ 十三条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるの に附帯する業務並 第四号」 前 項 条第三号中「これらに 0) の(規略 とあ 定によ る り機 0 びに附則 は 構 一若 が しく 第六条第一 同 附 項 は 帯する業務」とあるのは に 第四 定する業務を行う場合 項に規定する業務」と、 号又は附則 第六条第一 ر ر は に - 「る 「 、 又 の 第 第 れは 項 5

2 第 頭の規定によれ (略)

は「第十条及び附則第八条第一項」とする。と、第十三条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのこれらに附帯する業務並びに附則第八条第一項に規定する業務」等十二条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは一第一の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、 0

2 第 十条及び附則第八条第一項」とする。十三条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十二条第一号中「これらに附帯する業務」と、第第十二条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これら前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、「八条 (略) は 、 は 、 第 第

○ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(附則第十二条関係)

(傍線部分は改正部分)

(削る。) (削る。)	(略) (略) (略) (の) (の) (の) (の) <td< th=""><th> 大五号)</th><th>改正案</th></td<>	大五号)	改正案
Tan	略新	りる 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	現

○ 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)(附則第十三条関係)

(傍線部分は改正部分)

○四・○二 燥をし又は砂糖その他の甘味料を (略) (略) (略)	別表の番号品名	条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第	3~8 (略)	三~六 (略)	入するもの	同条第二項に規定する農林水産大臣	十三号)第十七条第一項に規定する数量の	興機構が畜産経営の安定に関する法律(昭和三油脂及びライリーフフレットのうち)独立行政	旨はヾ゛・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ホエイ並びに同表第○四○五・一○号、第○四	ーム等、同表第○四○四・一○号の一に掲げる	同表第○四○三・九○号の一に掲げる凝固した	四〇二・九九号の一の□及び二に掲げるミルカ	〇二・二一号の一及び二の□、第〇四〇二・二	│ 二 関税定率法別表第○四○二・一○号の一及び	一(略)	かに該当する場合には、適用しない。	2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次	第七条の三(略)	(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別取	改正案
加 は え 乾 (略)	税率	七条の四、第八				認を受けて	輸入す	十六年法律第百法人農畜産業振	ターその	〇五・二〇号及	ホエイ及び調製	ミルク及びクリ	及びクリーム、	九号並びに第〇	二の二、第〇四			の各号のいずれ		別緊急関税)	
(略)	別表の番号	条の二、第八名別表第一 暫定問	3~8 (略)	三~六 (略)	て輸入する。	も の 及	第百十二	興機構が加えるラ	第〇四〇	ホエイ並びに	ーム等、同な	同表第〇四(四〇二・九	$\bigcirc \stackrel{\textstyle \dots}{\textstyle \dots} \stackrel{\textstyle \dots}{\textstyle \dots} \stackrel{\textstyle \dots}{\textstyle \dots} \stackrel{\textstyle \dots}{\textstyle \dots}$	定率	一 (略)	かに該当する場	2 前項の規定に	第七条の三(宮	(輸入数量がな	
燥をし又は砂糖その他の甘ミルク及びクリーム(濃縮(略)	品 	条の三、第八条の五、第九条関税率表(第二条、第七条の			もの	同条第二項に規定する農	第十三条第一項に規定	等り	・九〇号に掲げるミルク	に同表第〇四〇五・一〇号、	表第〇四〇四・一〇号の一に	○三・九○号の一に掲げる♡	九号の一の①及び二に掲げる		法別表第○四○二・一○号の		は、適用しな	げる	略)	輸入基準数量を超えた場合の	現行
1味料を加え (略)	名税率	条関係) 条関係) 第七条の四、第八				水産大臣の承認を	る数量の範囲内で輸	定措置法(昭和四十年法班立行政法人農畜産業振	こうて 云、とうこら得たバターその	第〇四〇五・二〇号	に掲げるホエイ及び調製	凝固したミルク及びクリ	るミルク及びクリーム、	並 び	の一及び二の二、第〇四			物品が次の各号のいずれ		の特別緊急関税)	

•			•
の一量の略輔	(1) 独立行政法人 関機構が畜産 一項に規定する法律 一項に規定する法律 で輸入する法律 を変に対する法律	に限る。) 一 砂糖を加えたもの 一 砂糖を加えたもの 一 砂糖を加えたもの 横構が畜産経営の安定に 機構が畜産経営の安定に 規定する数量の範囲内で 規定する数量の範囲内で のもの では規定する機構が高産経営の安定に があまででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	脂肪分が全重量の一・五%以下のも粉状、粒状その他の固形状のもの(たものに限る。)
略 五 %	- - L (0	(A) (A) (A) (B) (A) (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) </td <td></td>	
·		-	· O 四 O 二
や 五 % を 加 え て 超 形 状 の も 超 ろ る も る る る る る る る る る る る る る る る る る	(1) 独立行政法人農畜産業振り、20 その他のものとび同条第二項に規定する数量の範囲内で輸入する一三条第一項に規定する一三条第一項に規定するを要した。	に限る。) 一 砂糖を加えたもの 一 砂糖を加えたもの 一 砂糖を加えたもの 第一項に規定する数量の 第一項に規定する数量の 第一項に規定する数量の 要素第二項に規定する数量の で輸入するもの及び 要方面ののもの で、一 (略) こ その他のもの	脂肪分が全重量の一・五%以下のも粉状、粒状その他の固形状のもの(たものに限る。)
(二 略 五		(<u>三</u> 略 略五	

数量の範囲内で輸入すせ条第一項に規定するを定に関する法律第一を定に関する法律第一振興機構が畜産経営の振興機構が畜産経営の	(略) (略)	のもの	の承認を受けて	規定する農林水	るもの及び司条第二頁数量の範囲内で輸入す	条第一項に規定	定に関する法律第	が畜産経営	虫立一文去人農	他のもののうち	るもの の方記を受けて車フー	五の承認を受けて輸入 に規定する農材水産大	見ごっなび	量の範囲	条第一項	定に	振興機構が畜産経営の	立行政法人農畜産	下	(一) 脂肪分が全重量の三〇%	えるもの	ー 脂肪分が全重量の五%を超
	(略)	= %								(三 〇 % —											
規定する数量の範囲内置法第一三条第一項に置法第一三条第一項に生産者補給金等暫定措振興機構が加工原料乳振興機構が加工原料乳で、その他のもの	(略)		水産大臣の承認を	二項に規定する	で輸入するもの及び司規定する数量の範囲内	第一三条第一項	産者補給金等暫定	料度	虫立一文会	也のもののうち	て輸入するもので記され	林水産大豆の承認を受条第二項に規定する農	新 入するも	定する数量の範	第一三	産者補給金等暫定	振興機構が加工原料乳	立行政法人農畜	下	(一) 脂肪分が全重量の三〇%	えるもの	

RELYCUIX	<u>=</u> 0 %	受	する農	るもの及び同条第二項	数量の範囲内で輸入す	七条第一項に規定する	定に関する法律第	が畜産経	立行政法人農畜産	その他のもののうち		臣の承認を受けて輸入	に規定する農林水産大	るもの及び同条第二項	数量の範囲内で輸入す	条第一項に	安定に関する法律第一	興機構が畜産経営	行政	以下のもののうち	肪	えるもの	脂肪分が全重量の五%を超	のもの	(略)	するもの 二五%	認を受けて輸入	に規定する農林水産大
																							· 二 九					
万女生へ製育のもの	て輸入するもの	水産大臣の承認	項に規定する	で輸入するもの及び同	規定する数量の範囲内	置法第一三条第一項に	補給	興機構が加工原料	政法人農畜	(二) その他のもののうち	けて輸入するもの	林水産大臣の承認を受	項に規定す	で輸入するもの及び同	規定する数量の範囲内	法第一三条第一	生産者補給金等暫定措	興機構が加工原料	独立行政法人農畜産業	以下のもののうち	肪	る	一 脂肪分が全重量の五%を超	その他のもの	(2) (略)	けて輸入するもの	産大臣の	条第二項に規定する農

																		· 九 九											
条第二項に規定する	内で輸入するもの及	一項に規定する数量の範	関する法律第一七条	畜産経営の安	畜産業	二 その他のもののうち	するもの	臣の承認を受けて輸入	に規定する農林水産大	るもの及び同条第二項	範囲内で	七条第一項に規定する	安定に関する法律第一	振興機構が畜産経営の	産	(二) その他のもののうち	えるもの	一 脂肪分が全重量の八%を超	その他のもの	(略)	その他のもの	(2) (略)	て輸入するもの	大臣の承認	条第二項に規定	輸入するも	項に規	する法律第一	野機構か音産経営の多気
							<u>=</u> ○ %													(略)		(略)	三五%						
							%																, ,						
							%											• 九 九											
の及び同条	囲内	規定す	等暫定措置法	構	人農畜産業				第二項に規定する	の及び	定する数量の範	第一項	産者補給金等暫定	興機構が加工原料	独立行政法人農畜産業	(二) その他のもののうち	えるもの	九		四〇二 (その他のもの	(2) (略)		八臣の	もの及び同条第二項に規	囲内で輸入す		者補給金等暫定措置法第	里村本文大二万米等全 及

																		〇 四 〇 三	·									
るものの承認を受け	農林	条	囲内で	条第一項に規定す	定に関する法	産経営	立行政法人農畜産	5	他の固形状の物	(1) バターミルクパウダーそ	以下のもの	(一) 脂肪分が全重量の一・五%	えたも	、果実若しくは	し又は砂糖その	若しくは	滅菌し、冷凍し、保存に適	その他のもの		(略)	えてあるかないかを問わな	果実、ナット若しくはココア	ないか又は砂糖その他の甘味料、	ーム(濃縮若しくは乾燥をしてあ	性化したミルク及び	ーム、ヨーグルト、ケフィアそ	凝固したミルク及び	て輸入するもの
																				(略)								三 〇 %
																												70
																	· 九	〇 四	•								〇 四	70
																	• 九〇	〇四〇三	· -	〇四〇三								70
けて輸入するもの 林水産大臣の承認を受	第二項に規定	輸入するもの	定する数量の範囲	法第一三条第一項	産者補給金等暫定		立行政法人農畜産		の他の固形状の物品のう	タ		(一) 脂肪分が全重量の一・五%	トを加え	料、果実若しくは	をし又は砂糖その	しくは	一滅菌し、冷凍し、	一その他	·	_	7		いか又は砂糖その他	ム(濃縮若しくは乾燥をしてあ	させ又は酸性化したミルク及び	ム、ヨーグルト、ケフィアその	四・○三│バターミルク、凝固したミルク及び	認を受けて輸入するもの

臣の承認を受けて輸入に規定する農林水産大るもの及び同条第二項数量の範囲内で輸入す	安定に関する独立行政法人	超 脂 の バ え 肪	(2) (略) (略) (略) (略)	臣の承認を受けて輸入に規定する農林水産大るもの及び同条第二項数量の範囲内で輸入す	安定に関するを表現の他の固形状のの他の固形状の	(B)
水産大臣の承認第二項に規定す輸入するもの及定する数量の範	暫原畜	超 脂 の バ え 肪	(2) (略) (略) けて輸入するもの	林水産大臣の承認を受条第二項に規定する農で輸入するもの及び同規定する数量の範囲内規定する数量の範囲内	無給金等暫一次法人農畜お状の物品	(1) バターミルクパウダーそ を超え二六%以下のもの (2) (略) (e)

																		<u>.</u>											
二 (2) (8)	(略)	輸入するも	大臣の承認を受	条第二項に規定す	で輸入するもの及	項に規定する数量の	関する法律第一七条	興機	立行政法人農畜産業	ŧ,	(一) 脂肪分が全重量の五%以下	えたも	糖その他の甘	理	し、冷凍し、保存に適	を問わない。)	の他の甘味料を加えてあるかな	乾燥をしてあるかないか又は	エイ及び調製ホエイ(濃縮若し	するものを	かを問わないものとし、他の項に	の他の甘味料を加えてあ	ルクの天然の組成分から成る物品	てあるかないかを問わない。)及	ないか又は砂糖その他の甘味料を	エイ(濃縮若しくは乾燥をしてあ	(2) (略)	(略)	するもの
(略)	(略)																										(略)	(略)	
																		· -											
こ その也の 500	(略)	輸入するも	水産大臣の	もの及び同条第二項に規	内で輸入す	三条第一項に規定す	補給金等暫定措置法	が加工原料乳	立行政法人農畜産業	4	(一) 脂肪分が全重量の五%以下	料を加	他の甘	る処理をし、濃縮若しくは乾	滅菌し、冷凍し、保存に適	を問わない	の他の甘味料を加えてあるかな) は乾燥をしてあるかないか又は砂	四〇四 ホエイ及び調製ホエイ(濃	するものを除く。)	かを問わないものとし、他の項に	砂糖その他の甘味料を加えてあるかな	ルクの天然の組成分から成る物品	てあるかないかを問わない。)及	ないか又は砂糖その他の甘味料を)四・○四 │ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあ	(略)	(略)	り、車ファステの

- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(略) (1) 独立行政法人農畜産業振興 (1) 独立行政法人農畜産業振興 一 その他のもの に関	承認を受けて輸入するもの 三五 大するもの及び同条第二項 規定する数量の範囲内で輸 規定する数量の範囲内で輸	1) 独立行政法人豊畜産業振興 ・一〇	四 の四 の四 の四 の四 の四 の四 の四 の四 の四 の	水産大臣の関する法律関する法律ので輸入する法律のに規定する法律のに対します。
	L-9		〇四 五 五 びデイリ ー イター 1)	の 四 〇 四 〇 四 〇 四 〇 四 〇 四 〇 四 〇 四 〇 四 〇 四	は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで

	_		
		· 九〇 〇四 〇五	· 二〇四 〇五
(1) 独立行政法人農畜産業振興 (1) 独立行政法人農畜産業振興 財定する数量の範囲内で輸 規定する数量の範囲内で輸 規定する数量の範囲内で輸 でする法律第一七条第一項に 機構が畜産経営の安定に関	本認を受けて輸入するも 根定する農林水産大臣 規定する農林水産大臣 規定する農林水産大臣 規定する農林水産大臣 で規定する農林水産大臣 で規定する農林水産大臣	立の分の入るすす 行のが す農るり	条第一頁 こ 規定する 版
三 五 %	三 五 %	三 五 %	(三 略 五 %
		· 九 〇 〇 四 〇 五	· 二 〇 〇 四 〇 五
産大臣の承認を受けて輸入(1) 独立行政法人農畜産業振興(1) 独立行政法人農畜産業振興(1) 独立行政法人農畜産業振興(1) 独立行政法人農畜産業振興(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	本等暫定措置法第一三ので輸入するものを認を受けて輸入するもの及び一項に規定する農林内で輸入するもの及び一項に規定する農林ので輸入するもの及び一項に規定する数量の	を	す 暫 機 て 農 万 る 定 構 輸 林 で

 \bigcirc 肉 用 子 牛 生 産 安 定 等 特 別 措 置 法 昭 和 六 十三 年 法 律 第 九 + 八

改

正

案

/号) 附 則 第 + 兀 条 関 係

傍線 部 分 は 改 正 部 分

機四機 対 する 交付 金

第 +

2 管 る いにに項 ての同 充 \mathcal{O} 務を含 規 り入れ又は機 てるものとして当 L 構 定は、 な |含む。)に必要な経費の財源に充ては条第二号若しくは第六号の業務(これ又は機構法第十条第一号イの業務 によ け れ 前 ば り項)に必要な 第三条 0 な 5 規 定に な () 第一項に規定する業 より 業務に係る機構法第十 交付 を受け、 に充てるための資金として務(これらの業務に附帯すの業務若しくは食肉等につ構法第十二条第一項の勘定る業務に必要な経費の財源 2

法 \mathcal{O} 適 用

第

るのはは は構置 る付付勘る は行 + する する 法 う場合に 五. 第十三条第一項及び第二十二条第二号中「第十」という。)第三条第一項に規定する業務につ 第 産 条 生産 十条及び特別十三条第一 者 補 第二号」とあ 務ごと及 補助金又は特別措置法第三条第一項第二号の業務として交付で、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交出時別措置法第三条第一項に規定する業務に係る「一号」とあるのは「若しくは第二号」 第三条 積 は、 77 助 特 び 第 成 金」 別項 肉 構 【用子牛生産安定等特別措置法(以三法第十二条第一項中「業務ごとに項の規定により機構が同項に規定 措 とす 置 法第三条第一 項」と、 機 ついて、以下 構 一条」とある

区 分 経 0 例

رِّ چ

第 + 六 項 に 構 は、例 規 定 する業務に必 機 構 法 第 十二条第 要なる 経 費 項 の財規 源 定 にに 充か こかわら てる ため、 ず、 第 第

> 対 する 交 付 金

現

行

+兀

2 機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条 と 機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条 の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の なければならない。 帯する。 費 て 9 定 いに 管 の条 業 て繰財第 理 務のり源 L

機機 構 法

交付する生産を、 で付する生産者 は「交付する補助金又は特別措」とあるのは「勘定又は特別措」とあるのは「勘定又は特別措十条及び特別措置法第三条第一年条第一項及び第二十二条第 務ごと及 五条 場合に · よ、機構 第三条第一項 補助金又は特別措置法第三条第一項第と、機構法第十七条中「交付する補助・「勘定又は特別措置法第三条第一項に 者補 <u>\</u> 助 第三条第一項」と、機構法 項に規定する業務について」と、 成給 交付 安定 十二条中「 規 金 定 等特別 とする。 金若しくは同 第二号中「第十条」とあ ょ ŋ - 「交付する補助金」:第三条第一項に規定 措置法 「業務ごとに」とあ、機構が同項に規定 (以 以 項 第二 下 第 号 十五 特 一号 \mathcal{O} 業 条る、中の機 別 る す とあ \mathcal{O} する のる 務 措 業 は構 置 は と る業勘「法の務定第第 L 務 法 務 て

経

第 第十六 冬 (区分容 項 規定する業務 機理 構の は、例 機 に 構 必要なり 十二条の 経 費 0 財 規 定に 源に かかわらず、 充てるため、 第 +四条 条 第

2 十四条 る 。 務 すははの が ,る業: 機 そ 運 できる。 構 の用構 吹業務に! 第二項 務 見若は 係る機構法第十二条第 法 込額の を含 第十 機 機構法第十二条第一項の勘定に繰含む。)に必要な経費の財源に充行条第一号口からへまでの業務(額の全部又は一部を、第三条第一額の全部又は一部を、第三条第一額の全部以は一部を、第三条第一額の規定にからない。 係る機構法第十二条第 に 規 定 でする資 ュー部を、 「い生ずる前で 「項のぉ 金 (以 下 _ 項 調 の整 に繰り入れることがでに充てるため、これら務(これらの業務に附界一項に規定する業務年度の機構の収入の類 定に繰り入れること(金」という。)から できの帯又全

2 業務に係る機構法第十二条の第二項に規定する資金(以下 勘 調 定に繰り入れることが 整資 金」という。 額資 で か 16, 、きる。 当 加そ運 エの用

第三条第一項第月込額の全部以外乳生産者が 業務に係る機構法第十二条の勘定にする業務を含む。)に必要な経費の第三条第一項第一号から第五号まで原料乳生産者補給金等暫定措置法(部又は一部を、第1 児に伴い生ずる前東 機構法第十二条の担 第三条第二条の規定に 一度のかか 業務 源に 和 に機わ 兀 に 規 の 切 らず、 に充てるため、これら務(これらの業務に附四十年法律第百十二号 収入の気で、調整な 務 又又金ははの -一号) ら附

定に繰り入れることが

できる。

の帯

 \bigcirc 食 料 農 業 • 農 村 基 本 法 伞 成 +年 法 律 第 百 [六号) (附 則 第十五 全関係)

3 2 第

(傍線部分は改正部分)

2 (略) 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法(昭和二十二号)、持た。 (中国生法律第百九十五号)、家畜公良増殖法(昭和二十六年法律第百九十五号)、商産経営の安定に関する法律(昭和二十六年法律第百八十三号)、耐料需給安定法(昭和二十七年法律第三十九号)、内第五十八号)、即売市場法(昭和二十七年法律第三十九号)、内第五十八号)、即売市場法(昭和二十七年法律第三十九号)、内第五十八号)、即売市場法(昭和二十六年法律第百八十三号)、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和二十六年法律第百八十三号)、砂糖及び価格の安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)、一个企業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成十八年法律第百十二号)、中小企業者と根準に関する法律(平成十八年法律第百十二号)、中小企業者と機構に関する法律(平成十八年法律第百十二号)、中小企業者と機構に関する法律(平成十八年法律第百十二号)、中小企業者と機構に関する法律(平成十八年法律第百十二号)、中小企業者と機構に関する法律(平成十八年法律第百十二号)、中小企業者と機構に関する法律(平成十八年法律第百十二号)、中小企業者との権限に属させられた機関する法律(平成十二年法律第十四号)の規定によりその権限に属させられた規定とは、対対の関する法律(平成十二年法律第十四号)の規定によりその権限に属させられた。 第 (4 (改 正 案
(権限) (権限) (権限) (権限) (権限) (権限) (権限) (権限)	現 行

3 すっ	2第 四 第 四	(生)
(略)	第四る帯機前条 十条法す構項 条第律る法の 条第一、業第規略 『	対 糸の輪
	と項第務十定() おり () に	『
	のは「第一版機構の関係を対象ののは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で	。 改
	十務号輸四同 条」に入号項 及とおに中に	正しする
	び 系 係 所 規 定 の の で 税	法 律 案 を
	附法止等る業 則第法に業務 第二 関務を	廃止する法律
	条二いるとう 第条う法ある 一第 。律る合	
	項二)をのに 」号附廃はは と中則止「、	(平成二十年法律第十二号)
3	2 第 条 第 律 る 新 四 条 第 機 前 条 と 項 第 務 構 項	年 法 律
略)	あに二並法の(る規十び第規略 の定二に十定	計 第 十 十 二 十 二 号
	はす条生二にる第糸条よの第二の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の	附
	第 業 二 男 り 機 構 が 同 と 、 い 係 原 所 所 所 一 機 構 が 同	現り第十六
	廃新てる附項 止機 「調帯に 法構廃整す規	十六条関係)
	附法止等る定 第二と関務 第二とする業 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 10	行
	条二いると務第条う法を行るのである。	
	ララ 号 附 廃 は 場 と 中 則 止 「合	分は は改正
	る第四る帯は、十条法す、	改正部分)

 \bigcirc

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第百八号) (旁線部分は致正部分)(附則第十七条関係)

 \bigcirc

(人民秘書) (開発書産指置法の一部改正) という。) マは同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用表(同法別表第一〇〇三・九八号に掲げる物品のうち飼料用表(同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品の方との関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この条において同じ。) を含む別表第一のの当該各項に掲げる物品であつて環太平洋協定の規定に基づきのの過期を受ける飼料用表(同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品であつて環太平洋協定の規定に基づきのの過期を受ける飼料用表(同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品であつて環太平洋協定の規定に基づきの判別をでは、第八項において「オーストラリア協定」という。) の規定に基づきのの規定に基づき第2とに合計した輸入数量を同表の一三の項及び一四の項にあつては、当該年度中の当該各項に掲げるをあるととを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(第八項において「オーストラリア協定」という。) を原産地とするもの(第八項において「オーストラリア協定」という。) で原産地とするもの(第八項において「オーストラリア協定」という。) を原産地とするものに限る。第八項において「環太平洋協定の規定に基づきの各項に掲げるを高力をで定めるとでに掲げるを通過をで定めるとで表の名項に掲げるを通過をでした。) という。) の規定に基づきの規定に基づき第2を第2を第2を第2を第2を第2を第2を第2を第2を第2を第2を第2を第2を第		
同表第一〇〇一・九〇 同表第一〇〇一・九八の 同表第一〇〇一・九八の 同表第一〇〇一・九八の 同表明項 同表第一〇〇一・九八の 同表明項 同表明正 一三の項 所 一三の項 所 一三の項 所 一三の項 所 の 、 に 、 「 の 、 に 、 「 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、	現 現	
は ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	11	(傍線部分は改正部分)

、一の中日一、を「の。たとを定」項同項同五六「以項「「を輸)日オ「のをご条第条のの別後の(これ及(」「我削と第二 太項第輸れ 一人ら同五六「以項」「を輸」日オ 項数の条のの別後の((こ入及(にの定の 合にがも 一で一定合譲を「八」 項の三原計許同を項とと と項中計限オの . ك 項の三原計許同を項とと一間の経第の(九「ラ国以「あ中」の当の産しの表「中あ」のに便過一項一条一リ産外飼る「第 た六てい 輸の効で 数 量の生 にび日輸 改一以入 」をえ表含及量第物産るける一関産「の量項め四後数を削る第むび(九品飼 °るも年す飼環項を」、のの量 基のた数量第を削る第むび(九品飼 。 づ初輸量を九「り」一別「一条」料 入づ初輸量を九「り」一別「一条」料)飼のをる料太に同に数き日入及当条物、にの表、年のに用」料に経日用平掲表改量第か数び該の品「改六第前経二改麦及用限過本麦洋げのめ、九ら量環各二のこめの一項過第め」び麦るし国」協る各 「一条」料)飼のをの付入に同じ、 年のに用」料に経日用平掲表改条 飼のをる料太に同に同項期 第

る洋料

ラ

八

力同

をじ

項ず 及るの

各に太

項係平

一で一定合譲を「八」「第期許年表ら量第下ト約国 、と項ごる洋料 するに度し入数「をえ表含及量第物産るける一関産「の量」項で 日輸基のた数量第を削る第むび(九品飼 。るも年す飼環項を「及る所以入づ初輸量を九「り」一別「一条」料」飼のをる料太に同にび日輸 後数きも数で表物、にの表が経っておまる。 太の月同平ご一入ら同五六「以項「「を輸)日オ「のをご条の間環平二末表洋と項数の条のの別後の((こ入及()」我削と第各に太 る洋第まの協にの量項第項項表の譲一別れ数び以ス締がりし

る洋 も協 定にが 限才 入数量を加えた輸限る。)を同表の 1 ス \vdash ラ ij 表のに |||入数量)|||にないて効力を生 改一生め四ず るのる 項日 の以 各後 項の ご期

の条 請の 求次 のに 特次 を 加

正 例

`入にる 法よおの洋当る 対れて、 協 る できる 定に 五あ 定 納 正 第一項のた場合 の原 税申告 基 申告 又 一づく関 告に 産 をは () 更 品 い同 mとされる貨物に係る貨物(環+viう。以下この& 法 正のの 税 第申 0 0) 請 譲 条 条の関 求 許 \mathcal{O} の十税 の規定による更正 更正後の税額)に、甲告に係る税額(出に限り、政令で定めた。 ひんさん 太平 条に 四法 第第 存協定の規定に基 適用を受けていた 適用を受けていた で税額(当該税額 で入び決定)の埋 でである。)について環ー でである。)を がある。)について環ー でである。)を がある。)があっ 洋 七 :協定の いて同 頃(修 条 更正の当該 正項 ためる 、 申(る 告 申 の請求をすることに と)の規定によいない場合に があつた場とに があつた場とにより があつた場合に があつた場合に があつた場合に があった場合に があった場合に があった場合に があった場合に 一つた規 0) 定 規 太はに定 よに

賦 課

の決定 規 定 第 八 太 \mathcal{O} 定 する関請 平 規 条 限 る。 定 第 協 に 決 賦税求 基づ 定 項課 定 法 のの 貨 (賦 課 第 < 係 物関規 税 関課方条の る納 税 定 . つ に き当 基 (の譲 が 付 係 当該納 づき 譲 適 す 第 許の用 き 譲付環 の規さ項 許すべ太平 税 便定れ 益によ る 便 き税 洋協 貨 号 同 り、 物 適 条 が額 定用 を税 第 税輸額 適ののし 用決原な関入の 項 さ し確 定産 い長 をと当環者の ħ 0) るしと当環者のこたさ該太は方 規 定

> L ŧ た輪に 入数量の 量 $\overline{}$ を加 を えた輸品表の 入数 <u>一</u> 三 量)」に 0) 項 及 び . 改 め 四 る。 \mathcal{O} 項 0 各 項ご に

> > 合

求次 のに 特次 加

例

おいて、当該貨物につき とができる。 とができる。 とができる。 よる申記 よおの洋りい規協 当る該修 おいて、当なの規定に基づ 納正 定 税申告のの計 の原 -告に係る をは づく関税 産 に同法第 品 とされ、う。以 第 つき当該 0 七 当該 父はる る貨 請 物 お 譲 求) いは 許 更申 7 納 物 第 \mathcal{O} 三項 0) 譲便に許益限 太平 正 告 限 「更 付 過 四法 百に係る税額限り、政令で空過大となるとも 竹すべき税短路許の便益の に 規 後 第第 規定による更正の請求後の税額)について同に係る税額(当該税額 え正」と る。 更正 \mathcal{O} 洋 七 適 協 い項 。) について協定の規定に 政令で定めるなるときは、 て同 (修 用を受けてい いう。) ・ ・ 及び決定 ・ 言 \mathcal{O} 適用 正 項 いて環 申(を受け るところに 定 該 当が 、 て 同 税 額 該あの な 太平 ーづき \mathcal{O} 求 額 し ころにより 規定関し同いることに いることに いることに いることに を法に 1 た 規 \mathcal{O} 洋 環 す第関 者定規 る七し 協 太はに定 定平 条 更 よに

賦

第十二 一条の三 協法に 貨 定第規 太の八定平規条す 11 て、 する関請 限 る。 洋定第 協に 賦税求 決 定 定基項課 一づく 貨のの 課 係 物 関規 賦 税 税 関 方条 定 課 る つき当 式の に に 税 決 基づき \mathcal{O} 付 係 定 が二 る す 譲 適 該 納 許の用 譲許 付 環 き の規さ項 定れ第二 税 太 便 す × 平 る貨 額 \mathcal{O} 益に ょ 便き税協適 (同 り物 条 が額 定用 を税 適ののし税輸額 三項 用決原な関 入の さ定産 い長し確 れを品 でがた定 るこた 規 当環者の と たさ該太は方

す 、べき旨 よる 定 に あ 0 る 請 税 が 求 額 政 あ をすることが 令 \mathcal{O} 日 で定め 変更につい 本 便 k 大 の に に は るところにより、 会社 、 て 同 できる。 P 条 第 三 至 私から交付された での日(同号ロに 可該決定後の税類 項 の規 税関 関長に対し、当tれた日)から一.れた日)から一. 定 額 による決 定が 過 大 定 ع を該年便な

- い定 0 の税 原 請 関 産品 求に係る貨 長 は、 とされ 前 頭の規 (物が環太平洋協定の規定に基での規定による決定の請求があ 他必要な事項 盛づき環太平 のつた場合に に洋は つ協
- が三 税関 項 な て い当 0 調 長は、 査し 規定による決定をしないとき 1をその なけ 前 項の 請 れ ば 求をした者に通 調査をした場合 ならない 知する。 は、 に お 当 11 て、 該 決 定関 を 税 す 法 ベ 第 き八乗条 由第
- びを た含よ ことあ より 第一 定 \mathcal{O} 当) む。 \mathcal{O} 適 納 項 に)に係る過 付 0 用 すべ 0) \mathcal{O} 規 請 に ついては、 定する還 求 保る過納金は、き税額がよ に 関 請 基づく関税法第八条第三 に に基づく 税 付 金につい 定措 同項 加 減 賦 少 算金を計 第二号中「更 是法第十二条 した関税 課決定」と、 て 同 該更正」と 法第十三条 算する場合に (当 とあるのは、 「その更正の まの三第一項 該 項 関 \mathcal{O} 第二 税 おける同様に頂(還は に 定 係 に 基づく、電付 (賦 \mathcal{O} る ょ 当 る 求課決 滞 決 該 決 決更の及税

兀 条第 項 第 を 兀 第 七 項 条第 か 6 第 項」 兀 に 改 \bigcirc \Diamond 五. る 項 ま で 0) 規 定 中 第

す

産 営 0 安 定 関 する法律 0 部 改 正

第 0) 畜 産 経 営 0 安定に ように改正 関 する法律 する。 (昭 和三十 六 年 法 律 第 百 八 +

号 目 次 中 指 部 を次 定 食 肉 0 等 0 価 格 \mathcal{O} 安定 12 関 す る 措 置 第 条

を +肉 条 用 第 及 十六 び 肉 _ 条 _ 豚 を 0 1 第四 7 0 交付 条 第 金 九 0 条 交 付 に (第 _ 条) 第 + 第

> す 内に べき旨 定 よる に係 つては、 の請求 る税 定 が 額政 をすることが の変更につい 令 日 0 で定 めるところ 便 のは、 式 、 て 同 会社 できる。 可 つにより、税関 Tから交付された Tの日(同号ロビョ該決定後の税が 条第三 一項の 規 長に対し、からに規定する 定による決 額 が 過 、ら 当 一 る大 定 郵 と を該年便な

- いて調査しなければなら定の原産品とされるものその請求に係る貨物が環2 税関長は、前項の規定 いるもの ならない。 ものであるかどうかその他必が環太平洋協定の規定に基づ規定による決定の請求があつ づきた 必 で場合には、 に洋は つ協
- がない旨をその請求をし三項の規定による決定を の規定による決定を をした者に通 をしないときは、 查 をし た場 一合に 知 がする。 お 当 11 て、 該 決 関 定 を 税 す 法 べ 第 き八 理条 由第
- とあるのは定の請求)の 、り納付すべき税額が減第一項の請求に基づく関税、ない旨をその請求をし び 充 を含 により納付 定」とする。 定 とあ の適 に規 る 用 0) のは に 定 ついては、 する還 0) 請 基 ゴづく 付 加 関税法第八条第三 定 同 っつい 賦 項 算金を計算する場合に 少 課決 第二号中 ĺ 置 当 、 て 同 た関税 法 (定」と、「その更正1第十二条の三第一項 一該更正」 法第十三条第二 更正 (当該 とある 項 の請 関 \mathcal{O} 税に 規 求に おゴリ 0) 定 係 基づくてる同項(還付) の (請 賦 る ょ 当 延 る 求 課 該 滞 決 決 決更の及税定

産 物 0 価 格 安 定 関 する 法 律 0 部 改 正

第六条 号) 畜 0) 産 物 部 0 を次 価 格 0 安定に ように 関 改 する法 正 す Ź 律 昭 和三 +六 年 法 律

第

百

題 名 を次 0 ように 改 8

畜 産 経 営 0 安 定 関 す んる法 律

第 章 要 な 畜 産 物 0 価 格 0 安定に 関 する措

十七条」を 三十三条」を「第十七条―第二十六条」に、 条―第二十三条」を「第十条―第十六条」に、 を 「第三十 「第二十七条―第三十条」に、 条— -第三十四条」 に改 がある。 「第三十 「第三十四条— 「第二十四 -八条— -第四十 条— 第三第

又は」を「交付金若しくは」 第 安定」を加える。 条中 「主要な」 0) 下に に改め、 「家畜又は」 _ の 交付」 を加え、 0) 下 に 価 格 「又は 0 は安定

第二条第一項を次のように改める。

肉用牛をいい、「肉豚」とは、種豚以外の豚をいう。この法律において「肉用牛」とは、政令で定める月齢以上の

」を「第十条第三項及び第十二条第一項」に改める。 第二条第四項第一号イ中「第十七条第三項及び第十九条第一項

第二章の章名を次のように改める。

第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

第三条を次のように改める。

独立行政法人農畜産業振興機構

以

下

機構」

という。

第三条

付金」という。)を交付することができる。和するための交付金(以下この条及び第三十一条において「交ものに対し、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩まのに対し、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩い、標準的販売価格が標準的生産費を下回つた場合には、肉

るものであること。
「積立金」という。)の積立てに要する負担金を支出してい次のいずれにも該当する積立金(次項及び第三項において

めのものであること。

肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するたっ。

肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するたった。

ものであること。であつて、交付金が交付される場合にその支払が行われる「肉用牛又は肉豚の生産者に対する支払に充てられるもの」

ハ 積立ての額その他の事項が農林水産省令で定める基準に

第四章 罰則(第十五条) 目次中 第三章 雑則(第十三条·第十四条)

|条―第十二条||第三章||原料乳及び指定乳製品の価格の||条―第十二条|||第二章||肉用牛及び肉豚についての交付

金の交付(第三条)

安定に関する措置(第四条―第十三条) に改め

第一条を次のように改める。

(目的)

第二条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項を第二項

こりにはこので、「別用コーンは、女台でごり」の一段ととし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十五条第一項中「前条第一項」を「第十五条第一項若しくは用牛をいい、「肉豚」とは、種豚以外の豚をいう。この法律において「肉用牛」とは、政令で定める月齢以上の肉

章中同条の前に次の一条を加える。十万円」に改め、同条第二項を削り、同条を第十七条とし、第四第二項」に、「同項」を「同条第一項」に、「二十万円」を「三

による。
一による。
一による。
一による。
一による。
一は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、第十六条 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者

-則に次の一条を加える。

第十八条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあ

適合するものであること。

令で定める基準に適合するものであること。 二 その他交付金の適正かつ効果的な交付のための農林水産省

2 水産省令で定めるところにより確認をしたものの品種別の頭数つて当該期間内に当該生産者が販売したことにつき機構が農林 とを旨として農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、 |牛又は肉豚(積立金の対象とされているものに限る。) であを旨として農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、肉 肉 相当する数をそれぞれ乗じて得た額を合算し 販売価格との差額に、 豚 の生産者ごとに、 額 は 農林水産省令で定める期間ごと 肉用牛又は肉豚の標準的生産費と標準を強って定める期間ごと及び肉用牛又 肉用牛又は肉豚の再生産を確保するこ た額とする。 種別の 頭

3 積立金から肉用牛又は肉豚の生産者に対し支払われる額は、は村当する数をそれそれ乗じて得た額を合算した額とする

額をいう。 世として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した でする「標準的生産費」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な生産 にうにより品種別に算出した額をいい、第一項及び第二項に規 ころにより品種別に算出した額をいい、第一項及び第二項に規 をとして農林水産省令で定めると

条とする。 第四条から第十条までを削り、第三章第一節中第十一条を第四

項」に改め、 第十二条第二項第 同 条を第五条とし 一号ホ中 「第十六条第 第 十三 一条を 項 第 六条とする。 を 「第 九条 第

め、同条を第七条とする。 第十四条第一項中「第十二条第七項」を「第五条第七項」に改

第十二条第一頁中「〈第十二条第二頁第一号ューを「〈第五条め、同条を第八条とし、第十六条を第九条とする。第十五条第三項中「第十三条第二項」を「第六条第二項」に改

第十七条第一項中 一項第 条第 一条第 口 項 に 項 第 並 (第十二条第二項第一号口) 号口 第十九 に第十三 を 条第二項並 一条第 一第五条第 項 び 二項 に に 第二 改 第 8 を + 条第 号 同 項 口 (第 五 第二号 項」 に 改

る。

するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科すするほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科す人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又はるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人

に関する法律の規定を準用する。 代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、

第四章を第五章とする。

同条第三項を同条第四項とし、指定乳製品の生産費、輸入価格 料乳若しくは指定乳製品の生産者」に改め、 肉用牛若しくは肉豚の生産費若しくは販売価格、 生産者を含む。 要な事項を調査するため必要があるときは、 の施行に必要な」に、 生産費、 に改め、 第十四条第 輸入価 同 項を同条第三項とし、 項中)」を「肉用牛若しくは肉豚の生産者若しくは原 格 輸入価格若しくは在庫量その 在庫量その 原 「これらの生産者(指定食肉に係る家畜 料 乳、 同 指定乳製品、 条第二項中 他これらの価格の安定に関し必 同 条第 一項の次に次 その」 前 指定食肉又は 「対し 項」を「第一 原料乳若しくは 他 を 係る家畜の法律 を加え、 の 一 0) 下に 鶏 項を 卵 項

2 加 え 農 私 畜場法 肉用牛若しくは肉豚 ると畜場 できる。 畜に係るものに つている団体を含む。 しくは売渡しを受けた者 は管理者又は肉用 農林水産大臣 (昭和二十八年法律第百十四号) 販売価格その (肉用牛又は肉豚に係るものに限る。 限る。 は この 牛若しくは肉豚の生産者からその生産した (牛肉又は豚肉を含む。 他 に対し、 法律 必要な事項に関し報告を求めることが (その者が直接又は間 肉用牛又は肉豚 \mathcal{O} 施行に必要な限 肉用牛又は肉豚の生産費(と 第三条第二 (牛肉又は の販売 度に 接の構成員とな 0) 設置者若し 項 お の委託 豚肉を含 に V \ 規定 て

第三章第二節中同条を第十条とし、 十九条を第十二条とする。 項第五号中「第二十条第 項」 を 第十八条を第十一条とし

뭉 「第十八条」を「第十一条」 一条を第十四条とする。 を 第 項 第二号」を 「第十条第 号」 に改 項 第 8 「第十条第 項 号中 第 同 条第 一号」 第 十七 一項第 改め、 に改 項 第二 条 め 第 号 同条を第十三条とし、 号 同 中 項 項 第二 に 第十 改 第二号中 め 号 七条第 同 を 条 第一項第十七 第三 第項

改め 条を第十九条とする。 同 二十二条第一 四条を第十七条とし 条を第十五条とし、 同 条第三項中 項中 「第十三条第 「第十四 第一 第二十五条を第十 十三 条 第 項」 一条を第十 項」 を を 第六条第二 六条とし 八条とし 第 七 条 第 第 項 第二十 四 項 一章 中 に 改

第二十七条中「第二十五条第 同 条を第二十条とする。 項」 を 第 + 八 条 第 項 に 改

Ø, 条第二項中 同 条を第二 $\overline{+}$ 「第二十五 一条とする。 条第 項」 を 第 + 八 条 第 項

第二十六条」を <u>一</u>十 九 条中 「第二十五条第二項」 「第十九条」 に改め、 を「第十八条第二 同条を第二十二条とする 項 に、

第三十 見出 を第二十四 条の しとし 前 条とする。 て 0 見 出 (指定 しを削り 「乳製品等の売渡し)」を付 同 条を第二十三 条 とし L 第三 同 条の

五条とし、 三十二条中 第三十三条を第二十六条とする。 「第三十条」 を 「第二十三条」に 改 め 同 条を第

各号」に改 を 第三十四条中 「第三条第 条とする。 Ø 第五章中同条を第二十七条とし 「第五条第三項、 項各号、 第二項若しくは第四項又は第二 第八条各号又は第三 第三十五 + 一十四条 を第条 号

第三十六条第 項 中 指定食肉若しくは鶏卵等」 を 肉 用 4 若

第三章中第十四条を第十五条とする。

各号 第十三条中「第六条第五項又は第十条各号」を 第二項若しくは第四項 第七条第三項又は第十一条各号」 「第三条第一項

改め 第三 一章を第四章 同条を第十四条とする。 とする。

改める。 第一 一章の 章名中 「主要な畜産 物 を 「原料乳及び指 定乳製品」

又は指定食肉」を削り 第十二条の見出 L を「 (指 一これら」を 定乳製品 0 交 「当該指定乳製品」 (換) に改 め、 同 に条中

第二章中同条を第十三条とする。

号中「第九条」を 第七条第一 は第九条」 い場合) 第十 条の見出 を に改め 項」を 「又は第十 しを 「第十条」に 「第八条第一項」に改め、 同 条中 - 条」に (指定乳製品 「第七条の 改めめ 改め、 同条を第十二条とする。 同 0 条第 買入 を 「第八 同条第三号及び第 れ又は売 一号及び第二号中 八条の」 渡 に L をしな

第十条中 「又は指定食肉」を削り、 同条を第十 条とする。

改め、 定乳製品 において 第九 売渡し)」を付する。 条の前 同 にあ 条を第十条とし、 を削り、 の見出 つては」 しを削 及び 同条ただし書中 同 ŋ 条の 指定食肉にあ 同 条中 前 に見出 「これらの」 「又は指定食肉 しとして つては を 中 央卸 「そ (指 定 0) 売 市 乳 場

第八条を第九条とする。

かに 条を第八条とし、 第三項の規定による買入 「又は指定食肉」 」を付する。 条の前 に改め の見出しを削 同 を削 同 条第二項 条の前 り、 れ から に見出しとして ŋ を削り 第 第四 同 項 条 第 項 までを削 同 を 項 項 「前 を同 中 「(指定乳製品 項」 条第二項 ŋ に改 に 同 め、 条第 を 0) Ŧī. 「 又 は 1 買 項 ず 中

第六条第二項 同 第 項 ぐを同条第 四項を削 中 ŋ 一項とし 同 · 条第 に を 同 五 条第六 項 \ \ \ 中 ず 前 項 n でを同 四 か に 項 条第四 を 12 改 前 項 \otimes لح 項 同 条 同条第 第三 改め

3 しくは肉豚」に改め、 同 できる。 畜に係るものに限る。 つている団体を含む。 しくは売渡しを受けた者 肉用牛若しくは肉豚 くは管理者又は肉用牛若しくは肉豚の生産者からその生産した ると畜場(肉用牛又は肉豚に係るものに限る。) 項 販売業者若しくは輸入業者」を削り、)の販売価格その他必要な事項に関し 法 林水産大臣は、 を を 同 同 (昭 条第四 条第三項 「若しくは 和二十八 「項とし、 中 この法律の施行に必要な限度において、 年法律第百十四号) 販売価格」 前二 (牛肉又は豚肉を含む。 (指定食肉に係る家畜 に対し、 同条第二項の次に次の (その者が直接又は間 項」 肉 用牛又は肉豚 を に改め 肉用牛又は肉豚 第 第三条第二項に規定す 項 同 報告を求めることが(牛肉又は豚肉を含 及び 条第四 販売価格若しくは \mathcal{O} 第一 生産 接の構成員とな 0) の設置者若し]項を同 項を加える。 0) 販 生産 項」 売 者 0 を 条第五 費(と 委託若 に改め 含む

第三十六条を第二十九 条とする。

条第二項、 第十条第 十八条第 第三十七条中 第 項項 二十条第 (第二十条第三 「第十四 第十一条第 1条第 項」 項」 を「第十二条第二項 項 項 及び (第十三条第三 を 第二 「第七条第 項、 第 項 + 項 七 条第 第 に 及 U 十三条第 第二 第十 項、 項

章中同条を第三 第三十八条中 「機構から」の下に「交付 条とする。 金又は」 を 加 え 第

項」に改め、

同条を第三十条とする。

条とする。 三項まで」 くは第二項」 第 三十九条中 改 を め 「第 第 五条第八項 十二条第八 同 条を第三十二条とし 発若しく 項若しくは は第二十 第三十 第四 九条第一 - 六条第 + 条を第三十三 項 へから第 項 だ若し

第四十一 条中 「第十九条第 項 を 第 十二条第 項 15 改

附同 条を第三十四条とする。

第十条及び第十 第十条及び第十 条 削 条を次 除 0) ように改める。

> を第七条とする。 以下「」及び「」という。 項中 同項を同条第五項とし 「から第四項まで」 」を削り、 同 独立 条第八項を同条第六項とし 行 政 法人農畜産業振 「聞く」を「聴く」 興 八機 に 構(同 条 改

第五条第 第四条を第五条とする。 項 中 「 行 なう」 を 行う」 に 改 め、 同 条を 第六 条と

四項中 改め、 及び指定食肉」 在する中央卸売市場における売買価格について」 号を削り、 項中 安定下位価格」の下に「及び安定上位価格」を加え、 を「その」に改め、 一条第 _ 下 「又は指定食肉 同条第二項中「にあつては生産者」を「の生産者 指定食肉にあつては つて原料乳 項第 を削り、 号中 (当該家畜を含む。 同 「 及 び 「こえて」 を 条を第四条とする。 下回 政令で定める主要な消費 指 定 を 食 つて原料乳及び」 肉」 「超えて」 を削 を削 り、 に改 を削 り、 同 に ŋ 8 項 地 改 同 第 二号中 域に め 同 項 同 条第 条第 第二 れ 所

第二章を第三章とする。

第二章 肉用牛及び肉豚についての章の次に次の一章を加える。 交付 金の交付

第三 ものに対し、 とができる。 和するための交付金 用牛又は肉豚の生産者であつて次の各号のいずれにも該当する 条 は、 標準的販売価格が標準的生産費を下回 独立行政法人農畜産業振興機構(以下 肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩 (以下「交付金」という。 つた場合には、 「機構」と)を交付 けるこ V う。

- るものであること。 積立金」という。 次のいずれにも該当する積立金 0 積立 てに 要する負担 (次項及び第三項に 金 を支出 において して 11
- イ 用牛又は肉豚の生産 標準的販売価格 で あ ること。 が 標準的 者の 生産費を下回 経営に及ぼす影響を緩 つた場合に 和するた おける
- 肉用牛 又は肉豚 の生産 者に対する支払に充てら れるも

口

(独立行 六号)の 独立行政法人農畜産業振興機構法 政法人農畜産業振興機構法の 部 平 改

Ē 成 +

兀

年 法

律第百

部を次のように改正する。

第十条第一号イを次のように改める。

肉用牛及び肉豚についての交付金の 交付 を行うこと。

. の _ · 条 第 ホ を 号中口 「ニの」 を 及び に改め 0) ハを削り、 に改め、 同号トを同号ホとし 同号 ニをロとし、 を同号ニとし、 ホ をハ 同号チを同 とし、 同号ト

> ものであること。 であって、 交付金 が交付される場合にその支払 が 行 わ れ

る

- 合するものであること。 積立ての額その 他 0 事 項 が 農林水産省令 で定 \emptyset る基 準
- 令で定める基準に適合するものであること。 その他交付金の適正かつ効果的な交付のため 0 農林 水産省
- 2 的販売価格との差額に、肉用牛又は肉豚の再生産を確保するこ は肉豚の生産者ごとに、 とを旨として農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、 水産省令で定めるところにより確認をしたものの品種別の頭 .相当する数をそれぞれ乗じて得た額を合算した額とする。 牛又は肉豚 て当該期間内に当該生産者が販売したことにつき機構が農林 交付金の額は、 (積立金の対象とされているものに限る。 農林水産省令で定める期間ごと及び肉用 肉用牛又は肉豚の標準的生産費と標準 であ 牛 数
- 3 交付金の額から控除するものとする。 積立金から肉用牛又は肉豚の生産者に対し支払われる額 は
- 4 額をいう。 費として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した 定する「標準的 ころにより品種別に算出した額をいい 牛又は肉豚 項及び第二項に規定する「標準的 の標準的な販売価格として農林水産省令で定めると 生産費」とは、 肉用牛又は肉豚の標準的な生産 第 販売価 項及び第二項に規 格 とは、 肉

(独立行政法 人農畜 産 業振興機構法の 部改正)

第九条 , 号) 独立行政法人農畜産業振興機構法 0) 部を次のように改正する。 (平成十四 年 - 法律第 百

第三条中 「主要な畜産物の価格」を「畜産経営」に改 め る。

経営の 第十条第 一項又は第四 安定に関する法律 同 号 号 中 中 項」を 畜 「畜産物の価格安定に関する法律 産物の 「畜産経営の安定に関する法律第七条第二 価格安定に関する法律第六条第二項、 に 価格安定措置」 を 「措置」 を 「 畜 産

゚゚ 業についてその経費を補助し、 へとし とし 同 ニをホとし、 条第二号中 をニとし、 国 内 産 及び」 の牛乳 口 を削 を学 0 次に り、 校給 次 のように 同食 のように加える。日条第五号中ホ

輸 入 加 糖 調 製品 \mathcal{O} 買入 れ 及び 売 戻しを行 うこと。

条 第 前 条 第 五 号 号ニ」 中 「 及 び を 口 前 を「から 条第五号ホ」に改 ハまで」に改め め る。 同 条 第

びに」を を 第十条第一号ニからチまで」を「第十条第一号ロ 第十二条第 め、 第 十条第五号ホ及び 同 「 及 び 」 項第四号 項 に 第 改 中 一号中 め、 同 口 「からハまで」を 及び 項第五号中 に改める。 ハ を「からニ 「第十条第五 削 り、 まで」 からへ 同 뭉 項 第二 = まで」 及 号 び ホ 並 中

条第一 号ハからへ -四条中 「第十条第 、まで」に改める。 一号イ 口 及び ホ か 5 チ ま で」 を 第 +

十七条中 同号ニ」 を「第十条第 「第十条第 — 号 一号口」 ノヽ 0) 規定 に改 に \otimes ょ ر خ ه ŋ 機 構 が 交 付 す る 補 助

に改める。 十八条第 号 中 第十条第一号 第二号」 を 第 + -条第二

附 則

期 日

第 日から施行する。 施行する。ただし、 いて効力を生ずる日 この法律は、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定環太平洋パートナーシップ協定が日本国 んめる。これの

(略)

+7 九年法 行 政 附 法人農 則 律第 第十 畜産 八 条 業 0 号) 振 規 興 定 機 附 構法 則 畜 第 産 \mathcal{O} 経 条第 営 部 \mathcal{O} 二号に を 安 改 定 正 に する 掲 関 げる規 す 法 る 律 法 定 律 伞 \mathcal{O} 及 施成び

とし、同号は、同号は、 削り、 る指定食肉を除く。 同号 め、 中 口 を同号 -イの」を 指 定 ハとし、 食肉 を 又は 削 ロロ ŋ 同 | 号イ の」に改め、 鶏 卵 同 中 等」を 号イを同号口とし 「及び指定食肉 削 り、 及び指定 同 号 (輸入に 同号に 食肉」を を 同 号

係 イ

イー肉用牛及び肉豚にとして次のように加える。 肉豚につ いての交付金の交付 を行うこと。

ついてその経費を補助し、 第十 ニをホとし、 条第二号中 ハをニとし、 「国内産 及び」を削り、 の牛乳を学校給食の用に供 口 0 次に次のように加える。 同条第五号中ホを いする事 لح

輸入加糖調製品 0) 買入 れ及び売戻しを行うこと。

一号中 第十 条第 前条第五号ニ」 号 中 「 及 び を「前 口 を 条第五号ホ」 一から まで」 に改 に改 へめる。 8 同 条 第

第十二条第三号中 を 「 及 び 」 に改 めり 同 口 条第四 及 び ハ |号中 を 第十 「からニまで」 条第五号ニ に、 及び 並 ホ び

第十四条中 に改める。 第十条第五号ホ及び 「第十条第一号イ及び へ」に改め る。 口 を 第 + 条 第 뭉 口

第十七条及び第十 号 に改める。 条第 号 中 第十条第 号 を 第 +

附 則

第 日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めて施行する。ただし、次の各号において「発効日」という。)から一条 この法律は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国に(施行期日) るらつ

_ <u>:</u> 略

及

び

子 安 定 等 法 部 (改阳正 改

年法 する食肉」を「食用に供される家畜 兀 八号)の一切 律第百 十三条第一項 八 十三号。 子 かと次の 中 以畜 のように改正す産安定等特別措置法の 下産 される家畜の肉」に改下「法」という。)気産経営の安定に関する オる。活番の一部 第二条: る 和 法 六 十三 律 同第一 (昭 年 第二号に規一 法 律 第 中定六 九

を削り、「第十条第一号」を「第十条第一号で第十条第一号イ」に改め、同条第二項中「指定食肉」という。)についての」を削り、「なけ四条第一項中「法第二条第一項に規定すると 1 定第指 食条食 に

「ほほ」

肉」を「頬肉」に

に改める。

五. 条 0 中 補 助 金に V て を 補 助 金 生 産

五.

削

る。

各号」 第七 を 条第 改 をめ、 条 同 同 条第 第 第 同 第 項 五. 項」 兀 +条 項」 条 第 に 兀 項 条中項 及 改 第 を に び \Diamond 項 中 法 改 8 又 第 は 第 を 第 + 十三 七 第 同 兀 以 条第三 第二 七 条 下 条 次第二 条 第 条 第三 中 暫 条第二 定措置 項 項 項 第六 中 又 項 は を 項 、条第 第六 法 第 に 法 十 と 条 改 五. 第 条各号」 項 第一 \Diamond V + う。 る。 又は 同 五. 条 項 条 第 第 第 を + を 条 削 項

+

条

の 二

第

項

中

第十

条第

号イ

· 及び

口

を

第

+

条

乳生 条第 号。 とあ 産 る 及び 二項」 者 を 加 0) に を 補 改 は 加 給 ハ」に め、 え、 える。 金等 を 補 同 助 暫 定 金 第 条 第三 第一 等に係る予算の 産 措 + · 条 第 者 置 条第 項」 補 法 給 交付 号 イ 項」 改 0) 下に め、 及 金 執行 を「第二条第二 び と 同 口 昭 0 条 適 を 和四 第二 \mathcal{O} 正 第 下 + 項 化 に に + 年 中 一項」に 条第 関 法 律第 加 す る 同 工 뭉 法 法 百 原 + 口

限る。 条の三 中 を 削 る。 同 号 \mathcal{O} 農 林 水産 省 令 で 定 \emptyset る 事 業 に 係 る

子牛 生産 部 改 正

第 ·四条用 牛生産 次 電気 T ように改正する 産安定等特別措置 のように 置法 Ź. (昭 和 六 十三年 法 律 第 九

六年法律第百八十十八号)の一部なっている。 肉用子は 定する食肉」を「食用に供される家畜六年法律第百八十三号。以下「法」と第十三条第一項中「畜産物の価格安 改 8 れる家畜の肉」に改め「法」という。)第二の価格安定に関する独 る。 第二条第三項 法 律 昭 第項和二に三 号規 十

「指定食肉」という。)につ第十四条第一項中「法第二中「ほほ肉」を「頰肉」に改 Ŧī. 条 を 「第十条第一号」を「第十条第一号イ」一号イ」に改め、同条第二項中「指定食という。)についての」を削り、「第十一項中「法第二条第三項に規定する指定 削 ŋ 第 Ŧi. 章 中 第十五 条の 一を第 + 五条とする。 定食肉についてお十条第一号」 改 いめる。

第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付第二章 指定食肉等の価格の安定に関する措置(第三条―第一年後別(第一条・第二条)	目次を次のように改める。 国名を次のように改める。 国名を次のように改める。 国名を次のように改める。 国名を次のように改める。 国名を次のように改める。 国名を次のように改める。 国名を次のように改める。 国名を次のように改める。	次のように改める。機構法の一部を改正する法律物の価格安定に関する法律及び独	題名を次のように改める。 - 振興機構法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。 - 振興機構法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。 - 精法の一部を改正する法律の一部改正) - 構法の一部を改正する法律の一部改正)	第十五条 削除 第十五条 第十五条 第四十 (食料・	第十八条中「第十七条第一項」を「前条第一項」に改める。 第十一号口からへまで」に改める。 第十六条第二項中「第十条第一号ニからチまで」を「第十条第 (新同条を第十五条とする。	一はくいっ
				営の安定に関する法律」に改める。第四十条第三項中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産部を次のように改正する。 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)の食料・農業・農村基本法の一部改正)	第十八条中「第十七条第一項」を「前条第一項」に改める。(新設)	

第一 節 生産 者補給交付金等の交付 (第十一条— 第十六条

第一 節 集送 乳調整金の交付 (第十七条— 第 十三条)

第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置 第三十三条) (第二十四

第五章

雑則

(第三十四条—第三十七条)

附 第 六章 罰則 (第三十八条—第四十一条)

条を次のように改める。

生産 つて畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、 目 条 消 畜 者補 的 費生活の安定に寄与することを目的とする。 産物の需給の安定等を通じた畜産経営の安定を図り、 この法律 給交付金等の交付に関する措置を講ずることにより は、 主要な畜産物に ついて、 価 . 格 の 併せて 安定又は 国も

第二項を第三項とし、

同

条第

項

を同条第二項とし、 定乳製品 原料乳」 第二条中第三項を削り、 食肉であつて、 この法 いい、 を「加工原料乳」に改め、 「律において「食肉」とは、 0) 「指定食肉」とは、 下に 農林水産省令で定める規格に適合するもの 「その他政令で定める乳製品」 同条に第一 豚肉、 項として次の一 牛肉その他政令で定める 食用に供される家畜の肉 「次項の」を削り 一項を加える。 同項 同 写 児 頂 指 中

第二条に次の この 次に掲げる販売の事業(以下「第一号対象事業」という 「対象事業者」とは、 法 律において「対象事業」 項を加える。 対象事業を行う事業者をいう。 とは、 次に掲げる事業をい

第百八十二号)第二条第二項の乳業を行う者をいう。 及び肉用牛生産の 生乳受託 販 売 (委託を受けて行う生乳 振興に関する法律 (昭 行う者をいう。口昭和二十九年法律乳の乳業者(酪農

及び次号において同じ。)に対する販売又は委託を受け及び次号において同じ。)に対する農業協同組合連合会に対する農業協同組合連合会をいう。第十七条第三項及び第十九条第一項において同じ。)が行う場合にあつては、当該生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域をは又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域をはとする農業協同組合連合会にあっては、当該生乳生産者団体が直はという。第十七条第三項及び第十九条第一項において同じ。)に対する販売又は委託を受けるという。以下同じ。)に対する販売又は委託を受けるい次号において同じ。)に対する販売又は委託を受けるい次のでは、

いう。以下同じ。)
ては当該生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売を
国を担け、対象の対象をである。
という。以下同じ。)

) ものを除く。)の事業(以下「第二号対象事業」という。 ものを除く。)の事業(以下「第二号対象事業」という。二 自ら生産した生乳の乳業者に対する販売(委託して行う

|第二章の章名中「主要な畜産物」を「指定食肉等」に改める||象事業」という。)

売

(委託して行うものを除く。

の事業(以下

「第三号

自ら生

産

した生乳の加工及び当該

加

工

に係る乳

製品の

対販

につい 需給事情その び」を「超えて」に改め、 同項各号を削 格及び安定上位価格(以下 ては生産者 指定乳製品及び」を「下回 同条第三項中 第三条第 ては の販売価格について、 トとし、 項中 これら」を削り、 b, 他 の経済事情を考慮して」を「として」に改める 「及び安定下位価格」 同条第二項中 「次の 指定乳製品については 安定価格」 同条第四項中「原料乳又は」及び 「安定価格」 「つて」 「原料乳及び指 「これらの再生 指定食肉にあ に、 を を削 指 という。 「こえて指定乳製品及 り 定 その生産 食 産 定乳 つては」 肉 「下つて原料乳 0) を「その 安定 製品にあっ 条件及び に改め を削り 基 準 価

五条を削る。

改め、同 削 ŋ 第一 を 六条の見出し に 同条を第五条とする。 同 条 改め、 第二 聴く」に改め、 項 項 同 条第四 を同頃 から第四 条第三 とし、 同 条中 項 を 項 中 スまで」 一項とし、 第 同 (指定 同項 条第五項中 原料乳」 項及び第二項を削 を同条第四項とし、 食肉等 を 同 第 を 条第六項を削 0 前四 項及び 保管 加 工 項」 又は 原 第一 料 ŋ を 乳 販 り 第三 同 項 売 条第八 前二項」 同 に に、 条第七 改 関 項 を第 ける 8 項 を聞項 一計

とし、 項を同条第四項とし、 生産者団体からの買入れ又は第三項」を「第一 同項を同 項中 0 買入 七 条の 同 条第二 れ 指定乳製品又は」 条第三項 前 の見出しを削り、 一項とし、 を付 中 前 同条を第六条とする。 条第三 同条第四項を同条第三 同 条中 を削り、 項」 同 第 条に を「前な 項を削 第一 見 出 条第 項 り L とし 0) 項」 項 規 第二 ٤ 項 定 7 に に 項 改め、同 に を 改め 第 同 指 条第 定 項

八条を削る。

第七条とし、 を付する。 同条ただし書中 九条の あつては」を削り、 指 定乳 乳製品にあつては一切の前の見出しを削り、 同 条の 「これらの方法」 前に見出しとして「(指定食肉 ŋ 売り渡、 般競争入札 同 条中 を「こ ず 「指定乳製品 を \mathcal{O} れ」に改 方法により 売り 渡す」 め、 0 又 売渡し) は 指定食 同 条を 改め

第二号中 品又は指定 第十条中 指 食 定乳製品又は」 肉 原 を 料 乳 を 及び指定乳製品 「指定食肉を」 を削り、 又は」 に改 司 条を第 め を削 ŋ 八 同 条とする。 条第 指 号及び製

同条第 又は ,場合) 第九 号とし 条」 条の見出しを 同 に改め 条第三 を 「又は 一号中 同 条第四号中 同 第七 条中 「(指定食肉の買入 第九 条」 「第七条の」 条」 に改 第九条」 を \emptyset 「第七 を 同 を 条」 条第 れ又は 「第六条の」 に改め、 第七条」 売渡し 뭉 及び をし 第二 に 同 | 号を 改 8

を第九条とする。、同号を同条第二号とし、同条第五号を同条第二号とし、同条

条を第十条とする。 第十二条の見出 定乳製品又は」 しを を削り、 (指定 「これら」 食肉 0 交換) を 「これ」 に 改 に \emptyset 改 め 同 条 同中

第三十六条第一 項若しくは第二項」に、 に次の一条を加える。 同条第二項を削り、同 五条第一項 項 中 若しくは第二 「前条第 一条を第三十九条とし、 「二十万円」 項」 項」 を に、 第 を 十二条第 同 +第四 項」 万 |章中 円 を 八 項 同条の第 が若しく

第三十八条 金に処する。 金 条があるときは、 の交付を受けた者は 偽りその他不正 ただし、 同法による。 刑法 三年以下 (明治 0 手段により 兀 の懲役又は + 年 機 法 構 律 から 第 百 万円 兀 + 生 五. 以 産 号) 下の 者 補 に罰給

第四章を第六章とする。

条中 若しくは在庫量その他」を加え、 若しくは鶏卵等の生産者」 の法律の施行に必要な」 必要な事項を調査するため必要があるときは 項及び 生産費、 前 項の 」の下に「指定食肉若しくは鶏卵等の生産費、 ·四条第一項中 項」 次に次の 第二項」 を一前二 輸入価格、 に改め、 「原 項」 項を加える。 に、 在庫 に改め、 に改め、 量その他これら 同項を同条第四 「これらの生産者」 指定乳 同条第三項中「第一 同項を同条第三項とし、 製品 集荷 頂とし 業 \mathcal{O} 指 者」 価 定 を「指定食肉 その 格 食 を 0) 肉 項」 安定に 削 又 販 同 条第二 売価 り、 を は を 鶏 関卵 同

数量若しくは指定乳製品等の な限度において、 しくは特定乳製品の生産者若しくは販売業者若しくは 農林水産大臣又は 、 る 団 \mathcal{O} 輸入業者 体を含む。 政令で定めるところにより、 (これらの 都道府県知事 に 対 者が直 輸 入価格その 生乳 は、この法 接又は間 の処理若しくは 他 必要な事 接 律 の構 加 \mathcal{O} 工 施 成員となる。 は指定乳 がは指定乳 項 加 É 工 \mathcal{O}

せることができる。 の事業場に立ち入り、 し報告をさせ、 又はその職員に、 帳簿、 書類その他必要な物件を検査され、これらの者の事務所その他

加える。 第三章中第十四条を第三十六条とし 同 条の 次に 次 0) 条

(事務の区分)

第三十七条 条第二項の規定により都道府県が処理することとされている。)、第十九条第二項、第二十条第一項及び第二項並びに前十八条第一項(第二十条第三項において準用する場合を含む三十七条 第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項、第 第九項第 事務は、 地方自治法 号に規定する第 (昭和二十二年法律第六十七号) 号法定受託事務とする。 第二条

第十三条中 第八条各号又は第三十 同条の次に次の一条を加える。 「第六条第五項又は第十条各号」 条各号」に改め、 を「第五条第三 同 条を第三十四

指導及び助言)

第三十五条 図る観点から、 調整金の交付を受けた対象事業者に対し、 章を第五 第三章 農林水産大臣は、 付加工原料乳についての生産者補給交付金等の 章とし、 必要な指導及び助言を行うことができる。 第二章の次に次の二章を加える。 生産者補給交付 酪農経営の安定を 金等又は 集送 交 乳

節 生産者補給交付金等の交付

者 補 給交付金等の交付)

生産者補給交付金又は生産者補給金(以下「生産者補給交付 者に対し、 一生 という。 機 この節に定めるところにより、 構は、)を交付することができる。 次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業 当該各号に定める

一金等 号対象事業 生産者補給交付金

第三号対象事業 一号対象事業 生産者補給金 生産者補給金

販

第十二条(年間) る契約 令で定める乳製品をいう。以下同じ。)の販売に関する計画う生乳又は特定乳製品(指定乳製品その他第二条第二項の政り、毎会計年度、当該会計年度において当該対象事業者が行 、 は また は まっとする対象事業者は、農林水産省令で定めるところによ 十二条 前条の規定により生産者補給交付金等の交付を受け 下 書の写しその他農林水産省令で定める書類を添えて、「年間販売計画」という。)を作成し、当該販売に係 前条の規定により生産者補給交付金等(売計画の作成等)

林水産大臣に提出しなければならない。 年間販売計画には、 次の各号に掲げる対象事 業者の 区分

第一号対象事業を行う対象事業者 一号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項当該各号に定める事項を記載しなければならない。

1 表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代

ハロ

第一号対象事業に係る各月ごとの生乳の用途別の第一号対象事業に係る生乳の生産される地域

販

売

二 定数量 第一号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品予定数量 0 販 売予

ホ 務の内容 第十六条第 一項の規定による生産者 補 給 金 0) 交付 .. の

第二号対象事業を行う対象事業者 その他農林水産省令で定める事項 次に 掲 げ る事

項

1 表者の氏名
氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その 代

予定数量 第二号対象事業に係る各月ごとの生乳の用途第二号対象事業に係る生乳の生産される地域

別の

販

売

その他農林水産省令で定める事 項

第三号対象事業を行う対象事業者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては 次に 掲 げる事 その 項

表者 1の氏名

- 第三号対象事業に係る生乳の生産
- ハロ 第三号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品 される地 域 0 販 売 予
- その他農林水産省令で定める事項
- 3 う。) を通知するものとする。る加工原料乳の数量の最高限度 いて当該対象事業者が交付を受ける生産者補給交付金等に係きは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、当該会計年度にお 販売計画 林水産省令で定める基準に適合するものであると認めると 農林水産大臣は、 の提出があつた場合において、当該 対象事業者から第 (以下「交付対象数量」とい 項 0 規 年間販売計画が 定により 年
- する。 対象事業者が提出した年間販売計画に基づき算出するものと 数量(以下「総交付対象数量」という。)を基礎とし、当該原料乳の数量の総量の最高限度として農林水産大臣が定める 該会計年度において交付する生産者補給交付金等に係る加工 交付対象数量は、 農林水産省令で定めるところにより、
- 係る交付対象数量を変更することができる。 需給事情並びに対象事業者の行う対象事業の実施状況を考慮 交付対象数量を超えない範囲内において当該対象事業者に、特に必要があると認めるときは、交付対象数量の総量が 農林水産大臣は、生乳の生産事情、 飲用牛乳及び乳製品
- 6 対象数量を通知するものとする。 たときは、 農林水産大臣は、 遅滞なく、 前項の規定により交付 当該対象事業者に対し、 対象 変更後の交付 数量を変更し
- 域を超えない場合において、 項におい 載された第二項第一号ロ、 農林水産大臣は、 項 の規定による通知をしたときは 7 「計画記載地域」 対象事業者が提出した年間 第二号ロ又は第三号ロ という。 当該対象事業者に対し 遅滞なく が \mathcal{O} 都 販 売計 道 0) 府県の 第三項又 地 当該通 域(次 区

る。

の交付対象数量)を当該都道府県の知事に通知するものとすの交付対象数量)を当該都道府県の知事に通知に係る変更後定による通知をしたときにあつては、当該通知に係る変更後に係る交付対象数量及び当該年間販売計画の内容(同項の規

8 第三項の規定による通知を受けた対象事業者は、農林水産 する。

第十三条 総交付対象 (総交付対象数量)

する。
引製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものと乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものと別十三条 総交付対象数量は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び

- | 定めなければならない。 | 定めなければならない。 | 2 | 総交付対象数量は、毎会計年度、当該会計年度の開始前に
- 4 農林水産大臣は、総交付対象数量を定めたときは、遅滞ない。 、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- おそれがある場合において、特に必要があると認めるときは需給事情その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずる人、これを告示するものとする。

《十四条 農林水産大臣(第十二条第七項の規定による都道(生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の認定等)

府

金等に係るか当該期間・ 定めるところにより 等に係る加工原料乳の数量を認定するものとする。等に係る加工原料乳の数量を認定するものとする。当該期間内に取り扱つた生乳の数量のうち生産者補給交付 次項において同じ。 知 定による通 事 へ の 通 知 知をした対象事業者ごとに、 が あつた場合にあ 政 は、 令で定める期間ごと及び 当該会計年度におい つては、 当該 当該対象事業者 都 て、 同 道 条第三 府 政令で 項

数量 会計年度における合計が、 定により対象事業者ごとに認定した数量(その数量の当 農林水産大臣は、 通 (当該数量が零を下回る場合には、 当該認定した数量から当該超える数量を控除して得た 知するものとする。 前項の政令で定める期間ごとに、 交付対象数量を超える場合にあつ 零とする。))を 同 項 機 該の

とする。 の規定により定められる生産者補給金の単価を乗じて得た額機構は、前項の規定による通知に係る数量に、次条第一項 機構は、 生産者補給交付金等として、 対象事業者に交付するもの

者 補 給金の単価)

第十 加工原料型 産費その他の生産条件、 五条産 保することを旨として定めるものとする。 工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産 生産者 の経済事情を考慮し、 補給金の 生乳及び乳製品 単 価 は、 生産される生乳の 乳製品の需給事情並びに物農林水産大臣が、生乳の生 相 再生産を

なるように配慮するものとする。は、酪農経営の合理化及て身足乳 農林水産大臣は、 生産者補給金の単価を定め の効率化を促進することと るに 当 Tたつて

3 単価について準用する。 第十三条第二項から第六項までの規定 は 生 産 者 補 給金 0

号対象事業者による生産者補給金 0 交付 等)

六条 業者 は (第 その交付を受けた生産者補給交付金の金額に 構から生産者補給交付金の交付を受け 号対象事業を行う対象事業者をいう。 た第 以下同対 相当

生乳受託 者に対して交付する生産者補給金の金額を記載した書面 た者に対 する金額 対象事 しなければならない。 て交付しなければならない。 を、 Ų 業者は、 販 |売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをし、 生産者補給金として、当該第一号対象事業者に その 当該委託又は売渡しをした者に対し、その 委託又は売渡しに係る生乳の この場合に おい 数量を基準と て 当 該 を交 第

- 生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販 産 者補給金の交付を受けた者 者に対し交付しなければならない。この項 ても、 産者を除く。)は、その交付を受けた金額に 同項の規定の例により、 項の規定により生産者補給金の交付 同様とする。 生産者補給金とし (生乳 の生産者を を受け 売に係る売 0) て、 除く 相当 規定による生 た 者 する金額の生乳の その 渡しをし につ 者に
- 3 なけ 者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡し る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し報告し で定める事項を、 は、 前項の規定により報告を受けた者 機 ればならない。 構から生産者補給交付金の交付を受け 当該報告に係る事項を、 その行う第一号対象事業の実績その 当該第 号対象事業者に 同項の規定の (生乳 た第 生乳受託販 他の農林 \mathcal{O} 生産 例により、 者を除く。 号 水 対 不 産 省 令 流に係 その
- る方法であつて 売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者の で定めるところにより、 理 号対象事業者は、 組 温織を使 同 項の 書面に記載すべき事項を電 用する方法その他の情報通信 農林水産省令で定めるものを 当該第一号対象事業者に生乳受託 第 項の 書面 の交付に代えて、 磁的 0 いう。 技術を利用す 方法(電子 子承託政令

5

様とする。

る報告を受けた者

(生乳の生産者を除く。

についても

同

項

0)

規

流定によ

をした者に対し報告しなければならない。この

象事業者は、 提供することができる。この場合にお 同項の書面を交付したものとみなす。 ١J て、 当該 第 号 対

第二節 集送乳調整金の交付

号 対象事 業者の 指定)

第十七条 により、 びは、 れにも該当すると認められる第一号対象事業者を、 都 第二項において同じ。) 農林 道 府県 指定事業者として指定することが 水産大臣。 都道府県知事 0 区 域を超える第一号対象事 第十九条第二項並びに (第十二条第二項 は、 次の各号に掲げる要件 業者 第 できる。 第二十条第一 号 0) の場合にあつて ちロの地域が一 その のい 申 項 請ず及

を適 い旨が定められていること。 託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んでは、地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に、 正当な理由がある場合を除き、第十二条第二項第一号ロの行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める 託 生産 域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委 又は生乳買取販売に係る売渡しが年間を通じて安定的に定款その他の基本約款において、生乳受託販売に係る委 正 者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に かつ確実に実施できると認められること。 に係る業 務

なら

な

域 であること。 分けて区域を定めたときは、 として集送乳をすることが困難と認められる場合に の自 農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴い 前号の地域が、 然的経済的条件に照らして、 又は二以上の都道 その区域) 当該区域におい 府県 を単位とするも \mathcal{O} て当該 区 域 (その おい . て 一体 区 一域を \mathcal{O}

兀 産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその 方 産 関する規程(以下 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整 省令で定める基準に従い 集送乳に係る経費の 「業務規程」という。 算定の方法その 定められていること。 他 この事項 金に に おい 保る業務 交付の が 農林

五.

その 解 除 0 日から二年を経過しない者でないこと。

2 一一一前りの目示的表及び業務規程を添付しなければならない款その他の基本約款及び業務規程を添付しなければならない。</l></l></l></l></

3 じめ、 ばならない。 生乳生産者団体は、 その申 請及び業務規程に 第 項の申 つき 請 をする場合には、 総会の議決を経なけれずる場合には、あらか

(指定の公示等)

第十八条 都道府県知事は、 ゚ヿを 単に「指定」という。 公示し、 かつ、 農林水産大臣に届け出なければならない をしたときは、 前条第一 項の規定に 遅滞なく、 よる指 その旨 定(以

2 事に通知するものとする。 公示し、 農林水産大臣は、 かつ、 当該指定に係る地域を管轄する都道府県知当族指定に係る地域を管轄する都道府県知

業務規程の変更)

決 -九条 を経なければならない。 業務規程を変更する場合には、 項第三号において「指定生乳生産者団・条 指定事業者のうち生乳生産者団体 その変更につき 体 であ لح るも いう。 総会の 0) 云 の 議 は 条

道 定める軽微な変更をしたときを除く。 水産省令で定めるところにより、 府県知事に届け出なければならない。 指定事業者は、業務規程を変更したとき その旨を当該指定をした都 は (農林水産 遅滞なく 省令で 農 林

指定の解除)

第二十条 に該当するときは、政令で定めるところにより、 都道府県知事は、 指定事業者が次の各号のい 指定を解除

しなければならない。 れかに該当しないこととなつたとき 第十七条第一項第二号から第四号までに 掲 げ る要 件 (T)

偽りその他不正の手段により指定を受けたことが判明し

- 63 -

たとき。

- 会の議決を経てされたものに限る。 指定の 解除 の申 出 (指定生乳生産者団 があつたとき。 |体にあ って は、 総
- 2 とができる。 するときは、 都道府県知事は、 政令で定めるところにより、 指定事業者が次の各号のいずれかに該当 指定を解除するこ
- 第十七条第一 項 第 一号の要件に該当しないこととなつ
- 生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販 に係る売渡しの申出を拒んだとき。 由がある場合を除き 第十七条第一 項 第二 一号の農林水産省令で定める正 その指定に係る地域内で生産 立される 売
- 業務又は集送乳調整金に係る業務を行つたとき。 この法律又は業務規程に違反して生産者補給金 の 交付
- 3 て準用する。 第十八条の規定は、 前二項の規定による指定の解 除 につ

により、

第二十一条 機構は、指定(集送乳調整金の交付)

次条に定めるところ

- 第二十二条 乗じて得た額を、 数量に、 及び指定事業者ごとに、同条第二項の規定による通知に係る (集送乳 次項の規定により定められる集送乳調整金の 集送乳調整金を交付することができる。機構は、指定事業者に対し、次条に定 調整金の金額等) 機構は、第十四条第一 集送乳調整金として、 項の政令で定める期 交付するものとする 単価を 2間ごと
- 2 合の経費の額を控除して得た額を基礎として定めるものとす送乳に通常要する経費の額から効率的に集送乳が行われる場集送乳調整金の単価は、農林水産大臣が、指定事業者が集
- 3 価 第十三条第二項から第六項までの規定 について準用する。 は 集送乳調整金の

対し交付しなければならない。

対し交付しなければならない。

は、その交付を受けた集送乳調整金を、業務規程で定めるとは、その交付を受けた集送乳調整金を、業務規程で定めると第二十三条 機構から集送乳調整金の交付を受けた指定事業者

よる集送乳調整金の交付を受けた者 の者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取 についても、 をした者に対し交付しなければならない。 水産省令で定めるところにより、 産者を除く。 前項の規定により集送乳調整金の交付 同 は、その交付を受けた集送乳調整金を、 様とする。 集送乳調整金として、 (生乳の を受けた者 この 生 販 売に 産 者を除く。 項 0 係る売渡 生 対規定に 三乳

第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置

(指定乳製品等の輸入)

く騰 以下「指定乳製品等」という。)を輸入するものとする。通知する数量の指定乳製品又は政令で定めるその他乳製品 とができる。 機構は、前項の規定によるほか、下「指定乳製品等」という。)を 農林水産大臣の承認を受けて、 貴し、 ·四 条 機構は、 又は騰貴するおそれがあると認められる場合には 国際約束に従 を輸入するものとする。 指定乳製品等を輸入するこ つて農 指定乳製品の価格が著し 林 水 産 大 臣 が : 定め

輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し)

第二十五条 次項に規 輸入申告に係る指定乳製品等の所有者でない場合にあつては申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の際その に売り渡さなければならない 六十一号) その所有者) 定する場合は、 第六十七条の規定による輸入の申告 指定乳製品等に は ならない。ただし、次に掲げる場合及びその輸入申告に係る指定乳製品等を機構 この限りでない。 つき関税法 (昭 和二十 (以 下 九 年 法 「輸入 律

構又は機構の委託を受けた輸入業者

が指定乳製品

等

輸入するとき。

- 2 指定乳製品 のとして政令で定めるとき 0 価 格の 安定に悪 影響 を 及ぼ す お そ れ が な V
- 構と締結しなければならない されることとなつた場合(農林水産省令で定める場合を除く 用昭 製品 でする関 その指定乳製品等が当該政令で定める用途以外の用途に供の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は 和 政令で定める用途に にはその指定乳製品等を機構に売り渡し、 三十五 等が機構に売り 税定率法 年法律第三十六号) (明治四十三年法律第五十 渡されることを確保する旨の契約を 供されるも 第八条の五 のとし て 第二 関 兀 税 一項に 及び | 号) 暫 定 第九条の そ 措 $\bar{\mathcal{O}}$ 置 を指機定 法
- る当該申込みに対する機構の承諾は、いては、前項の規定による申込書のま 等とみなす。 指定乳製品等についての関税法第七 込みに対する機構の承諾は、同条第一前項の規定による申込書の提出があつ + 条 \mathcal{O} つた場 規 項 定 0 0) 許可、承 適 用に
- 5 前項の機構の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。
- いて輸入申告をすべき価額とする。等についての機構の買入れの価額は、当該指定乳製品等につ第二十六条前条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品

輸入に係る指定乳製品等の売戻し)

- なければならない。
 お等の売渡しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さ第二十七条 機構は、第二十五条第一項の規定による指定乳製
- て、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつ機構は、前項の規定による売戻しをするため、第二十五条

3 条件を付 よる買戻しに係る債 しを受けるに当たつて 輸 機構は、 保証 戻さなけれ 金、 第二十五条第一 するほか 証券その他の ば ならない 務の 政令で定めるところによ 項の規定による指定乳製品 | 日 担保を提供させることができる。 履行を確保するため 当該売渡しをする者に対し、 の条件を付 することが 必 ŋ 要な範囲内 当 で ī該条件 等の きる。 前の売

(準用)

第二十九条 契約に基づく指定乳製品等の 申告をすべ ついて準用する。 と読み替えるものとする。 き価額」とあるのは、 前三 一条の この場合にお 規 定は、 機構 第二十五 V 農林 て、 0) 売渡し 条第二項 第二十 水産省令で定める価 及びその -六条中 \mathcal{O} 規 定 売戻し による 輸入

(指定乳製品等の売渡し)

により、 るところにより、 しく不適当であると認められる場合におい より売り 十条 その 渡 機構は、 すものとする。 保管する指定乳製品等を一 随意契約その他の方法で売り渡すことが 次に掲げる場合に ただし、 その方法によることが著 は、 政令で 般競争入札の ては、 定め 政 令で定め るところ 方法に

指定乳 指定乳製品の生産条件及び需給事情その ると認められるとき。 製 品 \mathcal{O} 価 格が著しく騰貴し 又 は 他 騰 0 貴 経 するおそれ 済事情を

二十一条 機構は、次の場合には、政令で定めるところによ農林水産大臣が指示する方針によるとき。考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として

できる。

「おうな方法で、その保管する指定乳製品等を売り渡すことがり、加工原料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさない場合十一条機構は、次の場合には、政令で定めるところによ

る数量を超えるに至つた場合との保管する指定乳製品等の数量が農林水産省令で定め

定める期間を超えるに至つた場合「一その保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省令で

(指定乳製品等の売渡しをしない場合)二 その他農林水産省令で定める場合

渡しをしないものとする。第三十二条機構は、次の場合には、第三十条の規定による売

とき。
とき。
とき。
とき。
一 第三十条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占

行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

第三十条の規定による売渡しの契約に

違

反し、

そ

0

違反

(指定乳製品等の交換) その他農林水産省令で定める理由があるとき。

第三十三条 本則に次の二条を加える。 金銭で清算するものとする。 の場合において、 の規格及び数量の指定乳製品等と交換することが により著しい損失を生ずるおそれがある場合 機構は、その保管する指定乳製品等 その価額が等しくな V ときは は 0 これを同 品 その差額 できる。 質の 低下

人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法あるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は第四十条法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めの

為者を罰するほ 刑を科する。 か その法人又は人に対しても 各 1本条の 罰

2 事体 訴訟に関する法律の法律の法律の その代表者又は 法人でない団 体につ 管理人がその訴訟行為に 法人を被告人又は被疑者とする場合の 規定を準用する。 V て前項の 規定 0 適 用 つき法人で が あ る場 ない 一合に 刑団は

第四十一条 第十九条第二項の規定による届出をせず 又は

附則第十条中「第七条第二項及び第三項並びに第九条」 偽 の届 出 をした者は、十万円以下の過料に処する。 を

規定の前に次のように加える。 第二条中独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第一号の 第六条第一 項及び第二項並びに第七条」に改める。 改 É

規定を次のように改める。 第二条中独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第一号の 第三条中 「主要な畜産物の 価格」を「畜産経 営」に 改 8 改正 る。

える。 二項」 第四項」を「畜産 産経営の安定に関する法律 に改め、 第十条第一号中 畜 に改 産物 め、 \mathcal{O} 同号イ及びロ中 価 格安定に関する法律第六条第二 「指定乳製品、」を削り、 経営の安定に関する法律第五条第一 「畜産物の 「指定乳製品及び」を削 こに、 価格安定に関する法 「価格安定措置」 同号に次のように加第五条第一項又は第 項、 律 ŋ 第三項又は を 同号ハ を 「措置

給金 加 工 並 一原料 びに集送乳調整金の交付を行うこと。 乳についての生産者補給 交付金及び 生産 者

指定乳製品等の 輸入を行うこと。

ヘホ しを行うこと。 ホの業務に係る指定乳製品等の買入れ、 交換及び売 渡

の業務に伴う指定乳製品等の保管を行うこと。

チト 戻 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び しを行うこと。

独立行政法人農畜産業振興機構法第十二条の

条のうち

規定 改め 第十条第 中 第 同 法第十四 + 一号口からへまで」 -条 第 号イ」 条の改正規定を次 を を「第十条第一 第十条第 0 ように 一号イ 号二から から 改める。 ハ ま で チ ま でに

。 第十四条中「及びロ」を「、ロ及びホからチまで」に改める

規定により機構が交付する補助金、正規定中「第十条第一号ニ」を削り に改める。 の改正規定中 「第十条第二号」に改め、 条のうち、 「第十八 独 <u>\frac{1}{12}</u> 一号二」を削り、 行政法人農畜 条第一 同条第二号」 号 中 同 産業振興 「第十条第一 号二」に改 「第 を「第十八条第二号」 十 条 機 第 構 号二、 め、 法第 号 同 口 + 第二 法 Ė 第十八 を「の 条 号 0

産物の価 附 第十二条第一 則第三条の 格安定に関する法 見 項」 出 し中 に改める。 「畜産経営の安定に関 律」 改 \otimes 司 条 中 ける法 第 五. 条第一 律」 を 項」 「畜

び第十 律及び独立 機構 改める。 第六条第二項」 則第四条第 畜 五. 法 の 一 産経 条第三項」 営の 部 行 を改 政 項中 改正する法律」を「畜産物安定に関する法律及び独立 法人農畜産業振興 を を 「第十五条第三項及び 「第十三条第二項」 「第五条第四 機構 項」 を 法 に、 0 行 第 \mathcal{O} 第二十二条第三項」 部 価 政 + を改 法人農畜産 格安定に 第 八 条 条第三項 正 第 する法 四 関する 項 及 律

条」 則第五条第 「第十 に改める。 -条 第 項 中 項 及び第十 第十 条」 条」 を を「第十七条第一 第 +七 条」 に 改 \emptyset 項 及び 同 び第第

附則第十二条のうち地方自治法別表第一社会福祉施設職員等退「畜産物の価格安定に関する法律第六条第一項」に改める。附則第七条中「畜産経営の安定に関する法律第七条第一項」を

手当共済法 項 則第十二条のうち地方自治法別表第一 加 第十 える改正規 七条第 第 (昭和三十六年法律第百五十五号) 項 定中 (第十三 項 「第七 第十八 条第三 条第 条第 項 項 及び 項 を 社会福 (第 第十 第二 $\overline{+}$ 0) 兀 項 祉 条第 項の 条第三項」 施設職員等 第 次に次の +-条第一 項 及

第百 二十条第一項」 同法別· 改 改める。 第一項」に改める。産経営の安定に関する法律」 号二からチまで」に改める。 に改める。 附則第十五条のうち食料・ 第二号」と、 1六号) 第十 第十二条第二項 第十五条中」 第十 · 四 条 則第 第三条第 料乳生産 十八号) 肉用子牛生産安定等特別措置法の一 .則第十四条を次のように改める。 正規定中 同 第 条第二 第 同 十三条第 音 「生産者積立助成金」 - 五条中」の下 -六条第 十三条 表第 条第二項中 四条第一 七 に改める。 第 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭 産 条第 物 兀 者 項 0) 「第十七 第〇 中 0 十条第三項の改正規定中 項 補 (T) 項中 部 うち、 第 項 価格安定に関する法律」 給金等暫定措置法 項 第十二 加え、 項」 中 下に 中 を次のように改正する。 兀 「第十二条」 「第十二条」 号から第五号まで」 条第 第二十九条第二項」 第十三条第 「第二条第三 「畜産物の 第十二 0 を 関 条」 税 「又は 「第二四条: 一項から第〇四・ 農業・ を 「補助 暫定 条」 を に 「生産者積立助成金について」 を を「第十二条第一 金」」 第二 価格安定に関 措 項」 項」 農村基 第 を 置 昭昭 「第二十四条第 一号」とあるの 第十二条第 十二条 第二条第三項」 第 法 を 第 を を 第七 和四 部改 を 第四 十二条 を 項」 を 「第十 本 「補助・ • 十年 第二 Œ \bigcirc 法 第 条 畜 「第三十六条第二 ける法 和六 に + 機 五. 0) 伞 構法第 項」 金に 条第 条第三項 法 項 産経営の 第 改める。 三 九 十三年 律第百 項」 くまでの 第二 は 条第二項 成 項 に、 っいい 項」 項」 を + 律 十条第 に 項 項 若しくは に て 安定 中」 改め 第二 第二 年 改 を 法 に 改 め、 法 改 に Ē 改 律 条 に の律 8 る改 規め 項第 第

る

法

律

. 改

8

を加える。